



発行 内閣府
(原稿作成 国立印刷局)

- 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第七十四条の内閣总理大臣及び総務大臣が定める事務を定める

目次

法規的告示

〔その他告示〕

- 子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律附則第四十七条第一項の内閣総理大臣が定める額（内閣府一）

○令和八年度における子ども・子育て支援納付金の額の算定に関する件（子ども家庭庁二）

○家庭庁長官が定める率及び額を公示する件（子ども家庭庁二）

○令和八年度における子ども・子育て支援納付金の算定等に関する内閣府令第十七条第一号に規定することも家庭庁長官が定める額（同二）

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条の四の四第一項の産業廃棄物の無害化処理に係る認定の申請があつた件（環境三）

〔その他告示〕

○公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条の内閣総理大臣が指定する公的給付を定める告示

（デジタル庁二）

二

1

○道路に関する件（中部地方整備局五）

- 円借款の供与に関する日本国政府とモロッコ王国政府との間の書簡の交換に関する件（外務一二）

（同一三）

○円借款の供与に関する日本国政府とヨルダン・ハシエミット王国政府との間の書簡の交換に関する件

○出願公表後に品種登録出願を取り下げた件（農林水産四四）

事業關係

官厅

諸
事
項

公告

- 令和八年度における子ども・子育て支援納付金の算定等に関する内閣府令第十七条第一号に規定する「子ども家庭庁長官が定める額（同二）」
 - 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条の四の四第一項の産業廃棄物の無害化処理に係る認定の申請が示する件（「子ども家庭庁一」）も家庭庁長官が定める率及び額を公

事業關係

- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第三十三条の五第一項の規定による適格都道府県センターの認定を受けた公益財団法人暴力追放高知県民センターから代表者変更の届出があつた件（国家公安委告示配一）
あつた件（国家公安委告示配二、三）
をした件（法務省告示配二、三）

八

八

八

七

七

不明関係

相続、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、会社更生、再生、所有者

三九

法規的告示

○内閣府告示第一号

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十七号）附則第四十七条第一項の規定に基づき、同項の内閣総理大臣が定める額を次のように定め、告示の日から適用する。

令和八年一月十五日

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律附則第四十七条第一項の内閣総理大臣が定める額

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十七号）附則第四十七条第一項の規定に基づき、同項の内閣総理大臣が定める額を次のように定め、告示の日から適用する。

令和八年一月十五日

○環境省告示第三号
廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第十五条の四の四第一項の規定に基づき、産業廃棄物の無害化処理に係る認定の申請があつたので、同条第三項において読み替えて準用する第十五条第四項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年一月十五日
環境大臣 石原 宏高
一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
イ 氏名又は名称
ロ 住所 大阪府大阪市北区中之島六丁目二番二十七号
ハ 代表者の氏名 代表取締役 大久保昌利
二 無害化処理の用に供する施設の設置の場所
イ 福井県大飯郡おおい町大島 字吉見一番一
ロ 福井県大飯郡高浜町田ノ浦一字田ノ浦一番
三 無害化処理の用に供する施設の種類
ポリ塩化ビフェニル汚染物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第二条の四第五号ロに規定するポリ塩化ビフェニル汚染物をいう。以下同じ。）の洗浄施設として使用した電気機器又はOFケーブル（ポリ塩化ビフェニルを絶縁材料ビフェニルによって汚染されたものが塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたものが廃棄物となつたもの）

四 無害化処理の用に供する施設において処理する産業廃棄物の種類
ポリ塩化ビフェニル汚染物（うち、電気機器又はOFケーブル（ポリ塩化ビフェニルを絶縁材料ビフェニルによって汚染されたものが塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたものが廃棄物となつたもの）
五 申請年月日
令和七年十一月十三日
六 縦覧場所
イ 環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制担当参事官室
ロ 中部環境事務所資源循環課
ハ 福井県工ネルギー環境部循環社会推進課
二 福井県嶺南振興局若狭健康福祉センター
高浜町役場住民生活課
ホ おおい町役場まちづくり課

そ の 他 告 示

○デジタル庁告示第二号

公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和三年法律第三十八号）第十条の規定に基づき、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条の内閣総理大臣が指定する公的給付を次のように定める。

令和八年一月十五日
内閣総理大臣 高市 早苗

一 令和七年度北海道函館市住民税非課税世帯物価高騰支援臨時特別給付金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和七年度函館市一般会計補正予算における、北海道函館市から、低所得者世帯を支援する観点から支給される給付をいう。）
二 令和七年度北海道旭川市子育て世帯生活応援給付金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和七年度旭川市一般会計補正予算における、北海道旭川市から、子育て世帯を支援する観点から支給される給付をいう。）

この告示は、公布の日から適用する。

附 則

○総務省告示第三号

○デジタル庁告示第三号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成二十六年内閣府・総務省令第五号）第七十四条の規定に基づき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第七十四条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務を次のように定める。

令和八年一月十五日

内閣總理大臣 高市
總務大臣臨時代理 早苗

この告示は、公布の日から適用する
デジタル

○テレシタ川戸省告示第四号

令和七年度北海道函館市住民税非課税世帯物価高騰支援臨時特別給付金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和七年度函館市一般会計補正予算における、北海道函館市から、低所得者世帯を支援する観点から支給される給付をいう。）の支給を実施するための基礎とする情報（入所等の措置の実施に関する情報、児童福祉法（昭和二十二年法律第二百六十四号）による入所等の措置の実施に関する情報、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第三百八十三号）による入所等の措置の実施に関する情報、知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三百三十七号）による入所等の措置の実施に関する情報及び老人福祉法（昭和三十八年法律第二百三十三号）による福祉の措置の実施に関する情報を

いう。生活保護関係情報（生活保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）による保護の実施に関する情報）をいう。地方税関係情報（地方税法（昭和二十五年法律第二百一十六号）その他の地方税に関する法律）をいう。税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報をいう。公的給付支給等口座登録簿関係情報（公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和三年法律第三十八号）第三条第三項第一号から第三号までに掲げる事項をいう。以下同じ。）令和五年度北海道函館市低所得世帯臨時特別給付金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和五年度函館市一般会計補正予算における、北海道函館市から、

事

三

卷之三

報録に規区の町第市に規都るる四道す支騰住
簿公掲定がに村二町掲定がも道条府る給支民
関的げに同限民項村げに同の府第県必要援税
係給るる法第民るよ法に県ニ民要件臨非
情付税第一^一一税税つ第限民項税がの時課
報支をて一個号^一をて一る税第^一あ該特税
に給合課條い人に同含課条^一一地る當別世
関等むす第^一に掲法むす第を個号方者性給番
す口づる二^一係げ第^一の二い人に税に付物付
る座並同項特るる市条^一五及び号の^一係け第^一る定の富
情登び号の^一別も市条^一

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和六年デジタル庁・総務省令第九号）第一百六十二条の規定に基づき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第百六十二条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務及び情報を次のように定める。

令和八年一月十五日

内閣総理大臣 高市 早苗
総務大臣臨時代理 国務大臣 片山さつき

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第百六十二条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務は、次の表の上欄に掲げる事務とし、同条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める情報は、同表の下欄に掲げる情報とする。

書簡をもつて啓上いたします。本使はモロッコ王国の経済の安定及び開発努力を促進するために供与される日本国との借款に関する事項について日本国政府の代表者とモロッコ王国政府の代表者との間で最近到達した次の了解を確認する光榮を有します。

1 六百四十五億七千七百万円（六四、五七七、〇〇〇、〇〇〇円）の額までの円貨による借款（以下「借款」という。が、ガルブ平野南東地域農業用水整備計画（以下「計画」という。）を実施することを目的として、独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）により、日本国との関係法令に従つて、モロッコ王国政府に供与されることとなる。

(日本側書簡)

この告示は、公布の日から適用する。
○外務省告示第十一号
令和七年十一月二十日にラバトで、
間に行われた。
令和八年一月十五日

四

令和七年度北海道旭川市子育て世帯生活支援給付金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に、公的給付支給等に関する座談会を開く。

- (2) (1) 借款は、モロッコ王国政府とJICAとの間で締結される借款契約に基づいて使用に供される。借款の条件及び借款の使用に関する手続は、この了解の範囲内で、特に次の原則を含むことなる前記の借款契約によつて規律される。

(a) 償還期間は、十年の据置期間の後二十年とする。
年間の利子率は、二・二パーセントとする。

(b) (c) (d) (b) の規定にかかわらず、借款の一部が計画のコンサルタントに対して行う支払のために使用に供される場合には、当該一部に係る年間の利子率は、〇・四パーセントとする。

(d) 支出期間は、前記の借款契約の効力発生日の後十年とする。

(2) (1) に規定する借款契約は、JICAが計画の実行可能性（環境及び社会に対する配慮を含む。）を確認した後に締結される。

(1) (3) (1) (d) に規定する支出期間は、両政府の関係当局の同意を得て延長することができる。

借款は、モロッコ王国の実施機関が調達適格国の供給者、請負業者又はコンサルタントに対して将来行う支払であつて、計画の実施に必要な生産物又は役務の購入のために当該実施機関と当該供給者、請負業者又はコンサルタントとの間で締結されることのある契約に基づくものを対象として使用に供される。ただし、当該購入は、当該調達適格国において、当該調達適格国で生産される生産物又は当該調達適格国から供給される役務について行われる。

(1) に規定する調達適格国の範囲は、両政府の関係当局間で合意される。

借款の一部は、計画の実施のための適格な現地通貨の需要に充てるために使用することができます。

○農林水産省知照第十四号
出願者から出願公表後に品種登録出願が取つてござられたので、種苗法（平成十年法律第八十二号）第十五条第一項の規定により、次のとおり公示する。
第十二条第二項の規定に基づき、次のとおり公示する。
令和八年一月十五日

農林水産大臣臨時代理

農務大臣 石原 宏輔

出願品種の属する農林水産植物の種類	出願品種の名称	出願者の氏名又は名称及び住所又は居所	品種登録出願の番号及び取下げる年月日
Loropetalum chinense (R. Br.) Oliv.	舞龍	鈴木祐司 埼玉県川口市木曽呂364番地の2	第34062号 令和7年11月12日
"	蝶の舞	"	第34064号 令和7年11月12日
Oryza sativa L.	越後きらり	公益財団法人農業・環境・健康研究所 静岡県伊豆の国市浮橋1601番地1	第36848号 令和7年11月17日
Pericallis x hybrida (Scheidw.) B.	Sunseteyona	サントリーフラワース株式会社 東京都港区芝四丁目17番5号	第34773号 令和7年11月12日
"	Sene Isiimi	"	第35764号 令和7年11月12日
"	Sene Igomii	"	第35765号 令和7年11月12日
"	Sene Nirenago	"	第36428号 令和7年11月12日
Rosa L.	SKR24001M	イノチオ精興園株式会社 広島県府中市鶴飼町531番地8	第37937号 令和7年11月19日

○国土交通省知照第十五号
運輸審議会一般規則（昭和二十七年運輸省令第八号）第十五条第一項の規定により、次のとおり運輸審議会件名表に登載された。
令和八年一月十五日

事案番号 事業の種類 申請者 事案の内容

企第9001号 混雑空港運航スプリング・ジャパン株式会社 関西国際空港

○外務大臣臨時代理

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、令和八年一月十五日から一週間一般の縦覧に供する。

(一) 道路の種類 一般国道
令和八年一月十五日

(二) 路線名 一号

(三) 道路の区域

区間	変更前	敷地の幅員	延長	備考
三重県三重郡朝日町大字小向字白部子四一番一から四四日市市采女町字清水二九九八番一一まで	前 BA 九・六〇・一・一〇・〇〇	九・七五・一七六・〇〇	一・七・四三・一・一・六八・八	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後 BA 九・六〇・一・一〇・〇〇	九・七五・一九二・〇〇	一・七・二〇・九・七九・五	
	後 BA 九・六〇・一・一〇・〇〇	九・七五・一九二・〇〇	一・九・七九・五	
同				松本 洋平

人事異動

○外務大臣臨時代理 同 内閣

國務大臣 木原 稔

國務大臣 林 芳正

外務大臣茂木敏充海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に外務大臣の職務を行う國務大臣に指定する

○經濟産業大臣臨時代理 同 城内 実 経済産業大臣赤澤亮正海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に經濟産業大臣の職務を行う國務大臣に指定する

○經濟産業大臣臨時代理 同 城内 実 経済産業大臣赤澤亮正海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に經濟産業大臣の職務を行う國務大臣に指定する

○外務大臣臨時代理 同 城内 実 内閣府特命担当大臣小野田紀美晴朝につき内閣府特命担当大臣（クールジャパン）戦略、知的財産戦略、科学技術政策、宇宙政策、人工知能戦略及び経済安全保障 事務代理を免ずる（以上一月十日）

○財務大臣臨時代理 同 城内 実 財務大臣片山さつき海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に財務大臣の職務を行う國務大臣に指定する

○防衛大臣臨時代理 同 城内 実 内閣府特命担当大臣片山さつき海外出張不在中内閣府特命担当大臣（金融）事務代理を命ずる（以上一月十一日）

○防衛大臣臨時代理 同 城内 実 赤間 一郎 (あかま 一郎) 防衛大臣小泉進次郎海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に防衛大臣の職務を行う國務大臣に指定する（一月十二日）

出願品種の属する農林水産植物の種類	出願品種の名称	出願者の氏名又は名称及び住所又は居所	品種登録出願の番号及び取下げる年月日
Agastache Clayt. ex Gronov.	Crazy Fortune	Arend Jan Gerrit ten Duis Eiken singel 11, 8433 JI Hau terwijk, The Netherlands	第34948号 令和7年11月28日
Rosa L.	2019カワモRRD	岐阜県揖斐郡大野町大野775	第34323号 令和7年11月14日

褒賞

紺綬褒章

公益のため多額の私財を寄附したので、令和七年十二月二十日、紺綬褒章を授かった者は、次のとおりである。

橋本

智子

越智 正紀

吉田 秀一

松岡 瞳子

佐久間 美智子

島田 亨

小島 誠治

長谷川 康一

岡本 勝彦

松木 浩一

筒井 由紀子

小原 直人

江端 安田

須田 信也

石川 誠治

牧野 博和

市東 隆

河上 宗勝

堀井 理恵子

林田 幸親

小西 祐介

坂本 荣二

黒田 紀久子

土井 翔太郎

家田 智志

浦野 泰照

藤野 英人

磯野 達雄

森本 悠嗣

新井 節子

藤岡 健二

早坂 覚啓

宮副 武敏

江端 健

岡本 勝彦

松木 浩一

筒井 由紀子

小原 直人

江端 安田

須田 信也

石川 誠治

牧野 博和

市東 隆

河上 宗勝

堀井 理恵子

林田 幸親

小西 祐介

坂本 荣二

黒田 紀久子

土井 翔太郎

家田 智志

浦野 泰照

藤野 英人

磯野 達雄

森本 悠嗣

新井 節子

藤岡 健二

早坂 覚啓

宮副 武敏

江端 健

岡本 勝彦

松木 浩一

筒井 由紀子

小原 直人

江端 安田

須田 信也

石川 誠治

牧野 博和

市東 隆

河上 宗勝

堀井 理恵子

林田 幸親

小西 祐介

坂本 荣二

黒田 紀久子

土井 翔太郎

家田 智志

浦野 泰照

藤野 英人

磯野 達雄

森本 悠嗣

新井 節子

藤岡 健二

早坂 覚啓

宮副 武敏

江端 健

岡本 勝彦

松木 浩一

筒井 由紀子

小原 直人

江端 安田

須田 信也

石川 誠治

牧野 博和

市東 隆

河上 宗勝

堀井 理恵子

林田 幸親

小西 祐介

坂本 荣二

黒田 紀久子

土井 翔太郎

家田 智志

浦野 泰照

藤野 英人

磯野 達雄

森本 悠嗣

新井 節子

藤岡 健二

早坂 覚啓

宮副 武敏

江端 健

岡本 勝彦

松木 浩一

筒井 由紀子

小原 直人

江端 安田

須田 信也

石川 誠治

牧野 博和

市東 隆

河上 宗勝

堀井 理恵子

林田 幸親

小西 祐介

坂本 荣二

黒田 紀久子

土井 翔太郎

家田 智志

浦野 泰照

藤野 英人

磯野 達雄

森本 悠嗣

新井 節子

藤岡 健二

早坂 覚啓

宮副 武敏

江端 健

岡本 勝彦

松木 浩一

筒井 由紀子

小原 直人

江端 安田

須田 信也

石川 誠治

牧野 博和

市東 隆

河上 宗勝

堀井 理恵子

林田 幸親

小西 祐介

坂本 荣二

黒田 紀久子

土井 翔太郎

家田 智志

浦野 泰照

藤野 英人

磯野 達雄

森本 悠嗣

新井 節子

藤岡 健二

早坂 覚啓

宮副 武敏

江端 健

岡本 勝彦

松木 浩一

筒井 由紀子

小原 直人

江端 安田

須田 信也

石川 誠治

牧野 博和

市東 隆

河上 宗勝

堀井 理恵子

林田 幸親

小西 祐介

坂本 荣二

黒田 紀久子

土井 翔太郎

家田 智志

浦野 泰照

藤野 英人

磯野 達雄

森本 悠嗣

新井 節子

藤岡 健二

早坂 覚啓

宮副 武敏

江端 健

岡本 勝彦

松木 浩一

筒井 由紀子

小原 直人

江端 安田

須田 信也

石川 誠治

牧野 博和

市東 隆

河上 宗勝

堀井 理恵子

林田 幸親

小西 祐介

坂本 荣二

黒田 紀久子

土井 翔太郎

家田 智志

浦野 泰照

藤野 英人

磯野 達雄

森本 悠嗣

新井 節子

藤岡 健二

早坂 覚啓

宮副 武敏

江端 健

岡本 勝彦

松木 浩一

筒井 由紀子

小原 直人

江端 安田

須田 信也

石川 誠治

牧野 博和

市東 隆

河上 宗勝

堀井 理恵子

林田 幸親

小西 祐介

坂本 荣二

黒田 紀久子

土井 翔太郎

家田 智志

浦野 泰照

藤野 英人

磯野 達雄

森本 悠嗣

新井 節子

藤岡 健二

早坂 覚啓

宮副 武敏

江端 健

岡本 勝彦

松木 浩一

筒井 由紀子

小原 直人

江端 安田

須田 信也

石川 誠治

牧野 博和

市東 隆

河上 宗勝

堀井 理恵子

林田 幸親

小西 祐介

坂本 荣二

黒田 紀久子

土井 翔太郎

家田 智志

浦野 泰照

藤野 英人

磯野 達雄

森本 悠嗣

新井 節子

藤岡 健二

早坂 覚啓

宮副 武敏

江端 健

岡本 勝彦

松木 浩一

筒井 由紀子

小原 直人

江端 安田

須田 信也

石川 誠治

牧野 博和

市東 隆

河上 宗勝

堀井 理恵子

林田 幸親

小西 祐介

坂本 荣二

黒田 紀久子

土井 翔太郎

家田 智志

浦野 泰照

藤野 英人

磯野 達雄

森本 悠嗣

新井 節子

藤岡 健二

早坂 覚啓

宮副 武敏

江端 健

岡本 勝彦

松木 浩一

筒井 由紀子

小原 直人
江端 安田
須田 信也
石川 誠治
牧野 博和
市東

労働

船員の特定最低賃金の改正決定に関する公示

国土交通省最低賃金公示第2号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第35条第3項及び第7項の規定に基づき、全国内航鋼船運航業最低賃金（平成8年運輸省最低賃金公示第5号）、海上旅客運送業最低賃金（平成8年運輸省最低賃金公示第6号）及び漁業（かつお・まぐろ）最低賃金（令和4年国土交通省最低賃金公示第4号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第1項及び第35条第2項並びに船員の最低賃金に関する省令（昭和34年運輸省令第35号）第8条の規定により公示する。

令和8年1月15日

国土交通大臣 金子 恭之

1. 全国内航鋼船運航業最低賃金第4項中「267,950円」を「276,450円」に、「251,500円」を「260,000円」に、「209,350円」を「217,850円」に、「200,050円」を「208,550円」に改める。

2. 海上旅客運送業最低賃金第4項中「264,750円」を「273,250円」に、「209,750円」を「218,250円」に、「201,900円」を「210,400円」に改める。
3. 漁業（かつお・まぐろ）最低賃金第5項中「213,300円」を「224,000円」に改める。

附 則

この公示は、令和8年2月14日から効力を生ずる。

国家公安委員会告示配第一号

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成11年法律第77号）第111条の五第一項の規定により適格都道府県センターの認定を受けた公益財団法人暴力退散高知県民センターから代表者変更の届出があつたので、暴力退散運動推進センターに関する規則（平成11年国家公安委員会規則第7号）第十五条の六第二項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和8年1月15日

國家公安委員会委員長 赤間 一郎

1. 公益財団法人暴力退散高知県民センターの代表者の氏名
 (一) 変更前の代表者の氏名 國内 紀雄
 (二) 変更後の代表者の氏名 松本 隆之
11. 変更を行つた年月日 令和七年十月二十日

法務省告示配第一号

外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律（昭和六十一年法律第六十六号）第九条の規定に基づき、次の者に対し、オーストリア・西オーストリア州において弁護士に相当する資格を取得してゐる者として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

令和8年1月15日 法務大臣 平口 洋

氏名 リチャード テイラー シ
生年月日 千九百八十六年七月十一日

法務省告示配第三号

外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律（昭和六十一年法律第六十六号）第九条の規定に基づき、次の者に対し、中華人民共和国において弁護士に相当する資格を取得してゐる者として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

令和8年1月15日 法務大臣 平口 洋

氏名 張 蘭
生年月日 千九百八十四年一月一日

公 告

諸 事 項

工 場 財 団

東京都千代田区永田町2丁目11番1号山王パークタワー21階留寿都ウインド合同会社の工場財团に北海道虻田郡留寿都村字登157番1留寿都風力発電所の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

令和8年1月15日 札幌法務局俱知安支局

公 示 送 達

行政不服審査法（平成26年法律第68号）第51条第2項及び第3項の規定に基づき、次のとおり公示送達する。

令和8年1月15日

国土交通大臣 金子 恭之

送達を受けるべき者の住所及び氏名

- (1) 審査請求人
審査請求書記載の住所
東京都大田区山王3-19-3
氏名 原田 豊士

- (2) 審査請求人
審査請求書記載の住所
東京都調布市布田2-1-2
氏名 前原 知紘

- (3) 審査請求人
審査請求書記載の住所
東京都大田区東雪谷1-2-17 104
氏名 増田 時江

- (4) 審査請求人
審査請求書記載の住所
東京都大田区田園調布2-51-5
氏名 川畠 幸子

- (5) 審査請求人
審査請求書記載の住所
東京都大田区田園調布本町42-16 津田
マンション502
氏名 小山 大

- (6) 審査請求人
審査請求書記載の住所
東京都大田区田園調布2-35-12
氏名 高橋 信夫
 - (7) 審査請求人
審査請求書記載の住所
東京都大田区田園調布2-21-19
氏名 川村恵美子
 - (8) 審査請求人
審査請求書記載の住所
神奈川県川崎市高津区下作延1-13-45
こむて21
氏名 小磯盟四郎
 - (9) 審査請求人
審査請求書記載の住所
神奈川県川崎市多摩区東生田1-9-9
氏名 三枝 豪
 - (10) 審査請求人
審査請求書記載の住所
東京都世田谷区成城4-10-11
氏名 金子 秀人
- 審査請求人から平成31年1月10日付け提出のあつた、平成30年10月17日付け大深度地下の公共的使用に関する特別措置法（平成12年法律第87号）第16条の規定に基づく認可（国土交通省告示第1181号）に対する審査請求について、行政不服審査法第45条第1項の規定により、令和7年9月30日付けで裁決をしたが、審査請求人に裁決書の謄本及び審理員意見書を送付できない。よって、当該裁決書の謄本及び審理員意見書は、国土交通省不動産・建設経済局総務課土地収用管理室において保管し、いつでもこれを交付するので、審査請求人は同室に連絡の上、受領されたい。
- 建築基準適合判定資格者に対する処分の公告**
- 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第77条の63第2項の規定による処分をしたので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公告する。
- 令和8年1月15日
- 関東地方整備局長 橋本 雅道
- 1 処分をした年月日 令和7年12月18日
 - 2 処分を受けた建築基準適合判定資格者の氏名及び登録番号 愛澤 明美 第3000612号
 - 3 処分の内容 確認検査の業務の禁止 3月

4 処分の原因となった事実 指定確認検査機関から選任を受けた確認検査員として、建築計画（1件）について、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第69号）の規定による改正前の法第27条第1項、法第35条及び建築基準法施行令の一部を改正する政令（令和5年政令第34号）の規定による改正前の建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第120条第1項並びに法第35条及び建築基準法施行令の一部を改正する政令（令和7年政令第310号）の規定による改正前の建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第126条の2第1項の規定に適合しないことを見過ごし、指定確認検査機関に確認済証を交付させた。

都市計画道路事業公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第66条の規定により都市計画道路事業の施行について次のとおり公告する。

令和8年1月15日

中部地方整備局長 森本 輝

- 1 都市計画事業の種類及び名称 四日市都市計画道路事業3・3・91号北勢バイパス
 - 2 施行者の名称 國土交通大臣
 - 3 事務所の所在地 三重県四日市市南富田町4番6号（中部地方整備局北勢国道事務所）
 - 4 事業地の所在 収用の部分
- 三重県四日市市曾井町字東門田並びに高角町字東川原並びに小生町字北川原、字流、字中長、字高腰、字生泉、字南谷及び字尼ヶ谷並びに川島町字浮橋、字大坪、字六谷、字中谷、字稻谷、字鷺沢、字西谷及び字南谷並びに三滝台二丁目並びに浮橋一丁目及び二丁目並びに八王子町字南幸、字幸ヶ谷、字出雲、字聖り、字高花、字里前及び字石坂並びに波木町字小野、字板井橋、字辻之下及び字小広並びに山田町字霜田及び字川南並びに貝家町字作花、字作花台、字植松及び字荒起並びに北小松町字菖蒲谷、字丁田、字北畠、字道堰、字中山、字井口及び字中川原並びに南小松町字明ル、字大畠、字小畠、字大畠外、字荒野及び字茶垣外並びに采女町字清水地内

三重県鈴鹿市下大久保町字東浦山地内

使用の部分 三重県四日市市小生町字高腰並びに川島町字大坪及び字西谷並びに八王子町字出雲、字聖り、字高花、字里前及び字石坂並びに山田町字霜田及び字川南並びに北小松町字菖蒲谷、字丁田及び字北畠地内

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の清算人を次のとおり選任した。被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

令和7年（家）第40379号

札幌市中央区南9条西18丁目2番24号
申立人 ライオンズマンション旭ヶ丘第2管理組合

本籍北海道札幌市中央区南9条西18丁目1407番地4、最後の住所札幌市中央区南9条西18丁目2番24-403号、死亡の場所北海道札幌市中央区、死亡年月日令和6年12月7日、出生の場所北海道枝幸郡枝幸町、出生年月日昭和35年9月24日、職業不明

被相続人 亡 中島 浩幸

札幌市中央区南1条西13丁目 第41ビッグプラザビル1 4階 岸田法律事務所
相続財産清算人 弁護士 繩野 歩

催告期間満了日 令和8年8月28日
札幌家庭裁判所

令和7年（家）第40414号

札幌市南区藤野4条5丁目19番20号
申立人 福山 章

本籍北海道札幌市北区新琴似11条8丁目7番、最後の住所札幌市北区新琴似8条7丁目1番5-201号、死亡の場所北海道札幌市北区、死亡年月日令和7年8月27日、出生の場所北海道札幌市、出生年月日昭和45年7月2日、職業無職

被相続人 亡 福山 貴子

札幌市中央区大通西14丁目ライオンズマンション第7大通201号 道央法律事務所
相続財産清算人 弁護士 上田 納理

催告期間満了日 令和8年8月28日
札幌家庭裁判所

令和7年（家）第1273号

北海道北斗市本町1丁目1番21号
申立人 新函館農業協同組合

本籍北海道茅部郡森町字駒ヶ岳419番地、最後の住所北海道茅部郡森町字駒ヶ岳419番地、死亡の場所北海道茅部郡森町、死亡年月日令和7年3月27日頃、出生の場所北海道茅部郡森町、出生年月日昭和26年12月2日、職業不明

被相続人 亡 日景与志美

函館市宮前町6番22号 米塚茂樹法律事務所
相続財産清算人 米塚 茂樹
催告期間満了日 令和8年7月27日

函館家庭裁判所
令和7年（家）第30197号

仙台市青葉区上杉4丁目5番12号
申立人 マックスホーム株式会社

本籍仙台市宮城野区小田原2丁目2番、最後の住所仙台市宮城野区小田原2丁目2番2号、死亡の場所栃木県日光市、死亡年月日令和7年2月9日、出生の場所宮城県仙台市、出生年月日昭和22年3月26日、職業経営者

被相続人 亡 関川 正明

仙台市青葉区片平1丁目2番22号 ロイヤーパークビル7階 仙台シリウス法律事務所
相続財産清算人 弁護士 篠塚 功照

催告期間満了日 令和8年8月4日
仙台家庭裁判所

令和7年（家）第30201号

仙台市青葉区赤坂1丁目8番地の9
申立人 古賀 幹応

本籍宮城県仙台市青葉区赤坂1丁目8番地9、最後の住所仙台市青葉区赤坂1丁目8番地の9、死亡の場所宮城県仙台市青葉区、死亡年月日令和5年12月10日、出生の場所埼玉県久喜市、出生年月日昭和53年11月28日、職業不明

被相続人 亡 古賀 里恵

仙台市青葉区一番町1丁目4番30号 さのやビル4階 鈴木覚法律事務所
相続財産清算人 弁護士 小泉 結佳

催告期間満了日 令和8年8月18日
仙台家庭裁判所

令和7年（家）第2037号

山形県鶴岡市馬場町9番25号
申立人 鶴岡市長 佐藤 聰

本籍山形県鶴岡市古郡字水押1番地、最後の住所山形県鶴岡市古郡字水押1番地、死亡の場所山形県鶴岡市、死亡年月日推定令和2年6月3日、出生の場所山形県東田川郡藤島町、出生年月日昭和12年3月17日、職業不明

被相続人 亡 加藤 信英

事務所山形県鶴岡市ほなみ町1番1号ナエズサトウテナント2-A
相続財産清算人 弁護士 日詰 直史

催告期間満了日 令和8年7月31日
山形家庭裁判所鶴岡支部

令和7年（家）第20113号

群馬県前橋市本町2丁目12番6号
申立人 株式会社東和銀行

本籍群馬県高崎市昭和町3番地1、最後の住所群馬県高崎市昭和町3番地1 シャルマンコート高崎805号、死亡の場所群馬県高崎市、死亡年月日令和7年8月25日、出生の場所群馬県高崎市、出生年月日昭和13年4月15日、職業会社役員

被相続人 亡 湯浅 潔

群馬県高崎市緑町1丁目2番2号 YKビル1階弁護士法人山本総合法律事務所
相続財産清算人 清水 聖晶

催告期間満了日 令和8年7月24日
前橋家庭裁判所高崎支部

令和7年（家）第10314号

東京都練馬区上石神井4丁目21番5-302

申立人 藤江 英子

本籍埼玉県ふじみ野市桜ヶ丘2丁目35番、最後の住所埼玉県ふじみ野市桜ヶ丘2丁目35番35号、死亡の場所埼玉県富士見市、死亡年月日令和7年6月27日、出生の場所東京都千代田区、出生年月日昭和32年11月14日、職業無職

被相続人 亡 池内 利通

事務所埼玉県富士見市大字上南畠2049番地若野法律事務所

相続財産清算人 弁護士 若野 滋男

催告期間満了日 令和8年7月22日
さいたま家庭裁判所川越支部

令和7年（家）第453号

東京都渋谷区東1丁目28番11号

申立人 株式会社ネクステン

本籍東京都墨田区中目黒3丁目470番地、最後の住所埼玉県深谷市武藏野624番地 ケアホームいろは、死亡の場所埼玉県深谷市、死亡年月日令和6年11月21日、出生の場所宮城县遠田郡笠岳村、出生年月日昭和21年5月25日、職業不明

被相続人 亡 菊地 章

事務所埼玉県熊谷市本町1丁目62番地 M&Aビル本町4階 まるやま法律事務所

相続財産清算人 弁護士 丸山 博久

催告期間満了日 令和8年7月29日
さいたま家庭裁判所熊谷支部

令和7年(家)第500号

東京都文京区大塚2丁目15番6号

申立人 株式会社不二家

本籍埼玉県東松山市松葉町2丁目3465番地3、最後の住所埼玉県東松山市松葉町2丁目9番14号、死亡の場所埼玉県熊谷市、死亡年月日令和6年7月28日、出生の場所東京都台東区、出生年月日昭和33年12月19日、職業不明

被相続人 亡 小林 照雄

事務所埼玉県熊谷市宮町2丁目174番地3島山ビル2階 井野和幸法律事務所

相続財産清算人 弁護士 井野 和幸

催告期間満了日 令和8年7月29日

さいたま家庭裁判所熊谷支部

令和7年(家)第773号

千葉県木更津市請西東5丁目11番地2 ヌーベル・ヴィーユC101号

申立人 大畠 稔

本籍東京都目黒区下目黒4丁目582番地、最後の住所千葉県勝浦市芳賀453番地8、死亡の場所千葉県勝浦市、死亡年月日令和6年9月15日、出生の場所新潟県刈羽郡柏崎町、出生年月日昭和4年3月21日、職業無職

被相続人 亡 小竹 和子

事務所千葉市中央区中央2丁目3番16号千葉センタースクエアビル708 新久総合法律事務所

相続財産清算人 弁護士 畠田啓史朗

催告期間満了日 令和8年9月1日

千葉家庭裁判所一宮支部

令和7年(家)第72495号

兵庫県神戸市中央区熊内町7丁目6番1-2206号

申立人 豊永 高史

本籍山口県岩国市昭和町2丁目2245番地2、最後の住所東京都中央区南台5丁目26番13-404号、死亡の場所山口県岩国市、死亡年月日平成29年5月1日頃から10日頃までの間、出生の場所山口県柳井市、出生年月日昭和35年2月26日、職業自営業

被相続人 亡 豊永 宏行

事務所東京都新宿区四谷1丁目13番地山水ビル3階 津の守坂法律事務所

相続財産清算人 弁護士 木内 昭二

催告期間満了日 令和8年7月31日

東京家庭裁判所

令和7年(家)第72553号

東京都大田区千鳥3丁目16番7-714号

申立人 長田 義人

本籍東京都世田谷区上馬3丁目833番地、最後の住所東京都世田谷区上馬1丁目4番3号、死亡の場所東京都世田谷区、死亡年月日令和7年3月26日、出生の場所東京都世田谷区、出生年月日昭和21年10月31日、職業無職

被相続人 亡 白井太美子

事務所東京都中野区本町2丁目46番4号中野坂上サンプライトアネックス 404 アクシ

アム法律事務所

相続財産清算人 弁護士 中田 圭一

催告期間満了日 令和8年7月31日

東京家庭裁判所

令和7年(家)第72631号

東京都目黒区三田2丁目12番11号ヴィラ茶屋坂マンション602

申立人 川村 良子

本籍東京都目黒区三田2丁目12番、最後の住所東京都目黒区三田2丁目12番11号ヴィラ茶屋坂マンション102、死亡の場所東京都大田区、死亡年月日令和7年4月13日、出生の場所東京都杉並区、出生年月日昭和25年7月19日、職業無職

被相続人 亡 川村 裕昭

事務所東京都新宿区新宿1丁目14番3号ラタ

ンビル4階 法律事務所 穂

相続財産清算人 弁護士 五十嵐康之

催告期間満了日 令和8年7月31日

東京家庭裁判所

令和7年(家)第72677号

東京都練馬区富士見台3丁目60番6号

申立人 根津 進

本籍東京都豊島区雑司が谷3丁目1467番地、最後の住所東京都練馬区南田中3丁目18番8号、死亡の場所東京都練馬区、死亡年月日令和7年2月13日、出生の場所豊島区、出生年月日昭和31年12月13日、職業会社員

被相続人 亡 吉田 誠美

事務所東京都渋谷区桜丘町17番6号 渋谷協栄ビル7階桜丘法律事務所

相続財産清算人 弁護士 亀井 真紀

催告期間満了日 令和8年7月31日

東京家庭裁判所

令和7年(家)第72806号

東京都板橋区大山東町44-8

申立人 東京都板橋都税事務所長

本籍東京都板橋区双葉町41番地、最後の住所東京都板橋区西台1丁目42番15号、死亡の場所東京都板橋区、死亡年月日令和6年9月12日、出生の場所東京都板橋区、出生年月日昭和19年6月5日、職業不明

被相続人 亡 坂本 敏雄

事務所東京都港区虎ノ門1丁目15番11号第2名とビル4階 村木政之法律事務所

相続財産清算人 弁護士 村木 政之

催告期間満了日 令和8年7月31日

東京家庭裁判所

令和7年(家)第72829号

東京都墨田区本所1丁目7番8号-605号室

申立人 浦本 武

本籍東京都台東区柳橋1丁目2番地10、最後の住所東京都台東区柳橋1丁目1番13号、死亡の場所東京都台東区、死亡年月日令和7年7月30日、出生の場所東京都台東区、出生年月日昭和26年4月14日、職業不動産賃貸業

被相続人 亡 吉田 典行

事務所東京都千代田区神田須田町1丁目4番8号N C O 神田須田町8階お茶の水合同法律事務所

相続財産清算人 弁護士 田口智香子

催告期間満了日 令和8年7月31日

東京家庭裁判所

令和7年(家)第40909号

東京都千代田区神田神保町1丁目105番地

申立人 旭化成不動産レジデンス株式会社

本籍神奈川県横浜市神奈川区西神奈川3丁目11番地1、最後の住所横浜市神奈川区神奈川本町18番地4フジコート101号、死亡の場所神奈川県横浜市中区、死亡年月日令和6年12月1日、出生の場所神奈川県横浜市神奈川区、出生年月日昭和42年6月26日、職業不明

被相続人 亡 井上 啓

事務所横浜市中区山下町207-2 閔内J Sビル7階

相続財産清算人 弁護士 堀口憲治郎

催告期間満了日 令和8年8月13日

横浜家庭裁判所

令和7年(家)第40928号

神奈川県藤沢市辻堂3丁目12番22号

申立人 尾亦 恒夫

本籍神奈川県横浜市南区花之木町3丁目51番地、最後の住所横浜市泉区和泉町3170番地1特別養護老人ホームウェルフェアビング、死亡の場所神奈川県横浜市戸塚区、死亡年月日令和7年4月30日、出生の場所神奈川県横浜市南区、出生年月日昭和29年10月8日、職業無職

被相続人 亡 伊藤 敏雄

事務所横浜市中区尾上町3-35L I S T E A S T B L D . 7階

相続財産清算人 弁護士 三瀬 修一

催告期間満了日 令和8年8月13日

横浜家庭裁判所

令和7年(家)第40943号

横浜市保土ヶ谷区東川島町84-15

申立人 上星川スカイハイツ管理組合

本籍神奈川県横浜市神奈川区神大寺2丁目9番、最後の住所横浜市保土ヶ谷区東川島町84番地15上星川スカイハイツ204号、不動産登記記録上の住所横浜市神奈川区神大寺2丁目9番12-203号、死亡の場所横浜市保土ヶ谷区、死亡年月日平成20年5月29日、出生の場所東京市板橋区、出生年月日昭和16年4月20日、職業不明

被相続人 亡 坂本 登

事務所横浜市中区本町2-22京阪横浜ビル4階

相続財産清算人 弁護士 武藤 一久

催告期間満了日 令和8年8月13日

横浜家庭裁判所

令和7年(家)第40961号

東京都千代田区霞が関1丁目1番1号

申立人 国

本籍神奈川県茅ヶ崎市中海岸2丁目11635番地、最後の住所神奈川県茅ヶ崎市中海岸4丁目8番17号、死亡の場所神奈川県茅ヶ崎市、死亡年月日令和6年6月22日、出生の場所神奈川県茅ヶ崎市、出生年月日昭和22年12月5日、職業無職

被相続人 亡 池田 朋子

事務所横浜市中区山下町223-1 N U 閔内ビル4階

相続財産清算人 弁護士 奥 祐介

催告期間満了日 令和8年8月13日

横浜家庭裁判所

令和7年(家)第5139号
 三重県伊勢市黒瀬町507-2
 申立人 城山 聖子
 本籍神奈川県横須賀市追浜東町1丁目28番地、最後の住所神奈川県横須賀市武4丁目17番20号 ゆりの花 南武、死亡の場所神奈川県横須賀市、死亡年月日令和6年8月13日、出生の場所三重県志摩郡波切町、出生年月日昭和8年10月29日、職業無職
 被相続人 亡 城山 妙
 事務所神奈川県横須賀市大滝町1丁目25番地1
 相続財産清算人 弁護士 横福 宏征
 催告期間満了日 令和8年7月23日
 横浜家庭裁判所横須賀支部

令和7年(家)第20266号
 浜松市中央区砂山町331番地の7
 申立人 鈴木 真也
 本籍静岡県浜松市中央区元城町46番地、最後の住所浜松市中央区篠原町21700番地サンハイツ篠原102、死亡の場所静岡県浜松市中央区、死亡年月日推定令和7年3月6日から11日までの間、出生の場所静岡県浜松市、出生年月日昭和41年1月1日、職業不明
 被相続人 亡 栗山 貴之
 浜松市中央区元浜町34番地15 シャイニースクエア浜松501号室 吉野綜合法律事務所
 相続財産清算人 弁護士 中谷 和貴
 催告期間満了日 令和8年8月18日
 静岡家庭裁判所浜松支部

令和7年(家)第2049号
 京都市中京区烏丸通二条上ル薄絵屋町263
 京築烏丸ビル7階 つかさ法律事務所
 申立人 稲垣 貞咲
 本籍京都市左京区北白川別当町11番地、最後の住所京都市下京区松原通富小路東入松原中之町484番地3、死亡の場所京都市中京区、死亡年月日令和7年9月5日、出生の場所京都市伏見区、出生年月日昭和21年1月22日、職業無職
 被相続人 亡 藤井美佐子
 事務所京都市中京区富小路通二条上る晴明町668番地3 御所南L a b o 3階 真鍋法律事務所
 相続財産清算人 弁護士 真鍋 京子
 催告期間満了日 令和8年7月30日
 京都家庭裁判所

令和7年(家)第2055号
 京都市中京区西洞院通御池下る三坊西洞院町565 ラフィーネ御池802
 申立人 吉見 克彦
 本籍京都市北区紫野泉堂町85番地、最後の住所京都市北区紫野泉堂町85番地、死亡の場所京都市左京区、死亡年月日令和7年7月31日、出生の場所京都市上京区、出生年月日昭和13年6月9日、職業無職
 被相続人 亡 真継百合子
 事務所京都市中京区河原町通竹屋町上る大文字町238番地1 エースビル101号室 弁護士法人櫻井法律事務所
 相続財産清算人 弁護士 高貴 和裕
 催告期間満了日 令和8年7月30日
 京都家庭裁判所

令和7年(家)第2116号
 京都市右京区嵯峨二尊院門前北中院町27番地の43
 申立人 早田 英雄
 本籍京都市右京区嵯峨中通町34番地、最後の住所京都市右京区嵯峨二尊院門前北中院町27番地43、死亡の場所京都市伏見区、死亡年月日令和7年6月20日、出生の場所京都市右京区、出生年月日昭和20年3月13日、職業不明
 被相続人 亡 早田 征央
 事務所京都市中京区間之町通御池西南角 京ビル2号館6階 尾崎・山下法律事務所
 相続財産清算人 弁護士 山下 翔
 催告期間満了日 令和8年7月30日
 京都家庭裁判所

令和7年(家)第20348号
 北海道札幌市西区福井5丁目6番15号
 申立人 山西 絵美
 本籍兵庫県川辺郡猪名川町つづじが丘3丁目7番地7、最後の住所兵庫県川辺郡猪名川町つづじが丘3丁目7番地7、死亡の場所兵庫県川西市、死亡年月日令和7年4月2日、出生の場所北海道小樽市、出生年月日昭和21年8月31日、職業不明
 被相続人 亡 藤田 崇人
 兵庫県西宮市甲風園1丁目8番1号 ゆとり生活館AM1S5階 弁護士法人芦屋西宮市民法律事務所
 相続財産清算人 弁護士 足立友季世
 催告期間満了日 令和8年7月31日
 神戸家庭裁判所伊丹支部

令和7年(家)第70243号
 兵庫県西宮市老松町18-5
 申立人 コボリマンション夙川老松台管理組合
 本籍高知県香美市土佐山田町1302、1303合番地1、最後の住所兵庫県西宮市老松町18番5-432号、死亡の場所兵庫県西宮市、死亡年月日推定令和6年8月4日、出生の場所高知県香美郡佐古村、出生年月日昭和22年7月30日、職業不明
 被相続人 亡 山崎 克彦
 兵庫県西宮市寿町4-22O'sビル1階あかつき法律事務所
 相続財産清算人 嘉藤 憲暁
 催告期間満了日 令和8年7月22日
 神戸家庭裁判所尼崎支部

令和7年(家)第81603号
 大阪府東大阪市加納2丁目3-20
 申立人 辰巳 義一
 本籍大阪府東大阪市箕輪1丁目196番地5、最後の住所大阪府東大阪市箕輪1丁目11番6号、死亡の場所大阪府大阪市天王寺区、死亡年月日令和6年11月28日、出生の場所静岡県賀茂郡南伊豆町、出生年月日昭和24年2月25日、職業自動車整備業
 被相続人 亡 惣田 正徳
 大阪市東淀川区東中島1丁目17番18号新大阪ビル東館801号室
 相続財産清算人 弁護士 中馬 和子
 催告期間満了日 令和8年8月17日
 大阪家庭裁判所

令和7年(家)第7100号
 山口県山口市下小鰐708の2
 申立人 竹重 静江
 本籍山口県山口市下小鰐708番地2、最後の住所山口県防府市大字新田911番地の7第8周防ハイツ304号、死亡の場所山口県防府市、死亡年月日令和7年7月頃、出生の場所山口県吉敷郡小鰐村、出生年月日昭和28年8月6日、職業会社員
 被相続人 亡 竹重 明
 山口県山口市中央4丁目3番4号 清水ビル2階
 相続財産清算人 德田 恵子
 催告期間満了日 令和8年7月27日
 山口家庭裁判所

令和7年(家)第2136号
 香川県仲多度郡まんのう町四條828-1
 申立人 大鷹めぐみ
 申立人手続代理人弁護士 小松 真理
 本籍徳島県板野郡板野町大寺字亀山西183番地2、最後の住所徳島県板野郡板野町大寺字亀山西183番地、死亡の場所徳島県小松島市、死亡年月日令和7年3月21日、出生の場所高知県香美郡赤岡町、出生年月日昭和33年4月26日、職業会社員
 被相続人 亡 水田 道子
 徳島県徳島市徳島本町2丁目35番地
 相続財産清算人 弁護士 野々木清人
 催告期間満了日 令和8年8月31日
 徳島家庭裁判所

令和7年(家)第416号
 香川県高松市木太町1153番地1
 申立人 第9ビル木太マンション管理組合
 本籍香川県高松市木太町1153番地1、最後の住所香川県高松市木太町1153番地1 労住協第9マンション407、死亡の場所香川県高松市、死亡年月日令和5年4月26日、出生の場所香川県綾歌郡粉河村、出生年月日昭和26年11月21日、職業不明
 被相続人 亡 藤澤 重子
 香川県高松市塩上町3-2-4 中村第一ビル6階北中号室 齊藤法律事務所
 相続財産清算人 弁護士 齊藤 真吾
 催告期間満了日 令和8年7月31日
 高松家庭裁判所

令和7年(家)第9238号
 福岡市博多区博多駅南2丁目2番1号
 申立人 福岡県信用保証協会
 本籍北九州市門司区大里桃山町1番、最後の住所北九州市門司区大里桃山町1番25-203号、死亡の場所福岡県北九州市門司区、死亡年月日令和6年1月21日、出生の場所福岡県田川郡川崎町、出生年月日昭和26年10月4日、職業土木工事業
 被相続人 亡 野田 俊一
 事務所北九州市小倉北区大手町11番3号大手町アイビースクエア2階 弁護士法人大手町法律事務所
 相続財産清算人 弁護士 田中 圭
 催告期間満了日 令和8年8月14日
 福岡家庭裁判所小倉支部

失踪に関する届出の催告

次の申立人から不在者に対し失踪宣告の申立てがあったので、不在者は、届出期間満了の日までに当裁判所に生存の届出をしてください。届出がないときは、失踪宣告を受けることになります。また、不在者の生死を知る者は、同日までにその旨当裁判所に届け出してください。

令和7年(家)第11号

神奈川県厚木市旭町2-11-10-305

申立人 水島めぐみ

本籍神奈川県厚木市旭町1丁目35番、最後の住所神奈川県厚木市旭町2丁目11番10-403号

不在者 水島 誘男

昭和21年8月30日生

届出期間満了日 令和8年3月16日

横浜家庭裁判所小田原支部

除権決定

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の有価証券について公示催告をしたところ、定められた下記権利を争う旨の申述の終期までに適法に権利を争う旨の申述をし、かつ、有価証券を提出する者がなかったので、前記の有価証券の無効を宣言する。

令和7年(へ)第3号

北海道釧路市鶴野58番地の3022

申立人 有限会社竹谷工業所

同代表者代表取締役 竹谷 久

権利を争う旨の申述の終期 令和7年12月24日

令和7年12月25日 釧路簡易裁判所

(別紙) 目録

約束手形 1通

手形番号 HA10768

金額 418,880円

支払期日 令和7年8月20日

支払地 北海道釧路市

支払場所 株式会社北海道銀行鳥取支店

振出日 令和7年4月20日

振出地 北海道釧路市

振出人 株式会社エスピーエム 代表取締役

野澤 英明

受取人 申立人

最終所持人 申立人

令和7年(へ)第2号

青森県青森市新町2丁目5番1号

申立人 株式会社角弘

代表者代表取締役 渋谷 秀理

申立人代理人弁護士 伊藤 史行

権利を争う旨の申述の終期 令和7年12月24日

令和7年12月25日 八戸簡易裁判所

(別紙) 目録

約束手形 2通

(1)手形番号 B B 00028

金額 1,264,395円

支払期日 令和7年10月31日

支払地 八戸市

支払場所 株式会社青森みちのく銀行城下支店

振出日 令和7年8月12日

振出地 青森県八戸市

振出人 株式会社山村壁材店 取締役社長 山村 幸央

受取人 申立人

最終所持人 申立人

(2)手形番号 A A 45583

金額 176,319円

支払地 青森県三戸郡三戸町

支払場所 株式会社みちのく銀行三戸南部支店

振出日 令和7年8月10日

振出地 青森県三戸郡三戸町

振出人 佐々木建材 佐々木和志

(2)の約束手形の支払期日、受取人及び最終所持人は(1)の約束手形の記載に同じ

令和7年(へ)第1号

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の権利について公示催告をしたところ、定められた下記権利の届出の終期までに適法な権利の届出又は権利を争う旨の申述がなかったので、前記の権利は失権する。

石川県能美市灯台笹町25番地

申立人 本田 勝

権利の届出の終期 令和7年12月18日

令和7年12月22日 金沢簡易裁判所

(別紙) 目録

1 土地

(1)金沢市本町二丁目213番

宅地 57.58平方メートル

(2)金沢市本町二丁目217番

宅地 41.32平方メートル

2 登記年月日番号 金沢地方法務局昭和12年9月7日受付第11435号

3 登記した権利の内容

登記の目的 賃借権設定

原因 昭和12年9月7日賃貸借契約

借賃 1月ただし本号と第22号建物第102号と合せて金15円全期間分支払済

存続期間 昭和12年9月7日より向3年

賃借権者 金沢市諸江町ホ95番地

平松 市松

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和8年(フ)第1号

東京都新宿区新宿1丁目18番4号 東京蓮見ビル

債務者 株式会社リスク・マネージャー

代表者代表取締役 西久保博信

1 決定年月日時 令和8年1月5日午後5時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 古澤 陽介

4 破産債権の届出期間 令和8年2月5日まで

5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月20日午前1時30分

東京地方裁判所民事第20部

令和8年(フ)第2号

東京都新宿区新宿1丁目18番4号 東京蓮見ビル

債務者 株式会社R M フォース

代表者代表取締役 西久保博信

1 決定年月日時 令和8年1月5日午後5時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 古澤 陽介

4 破産債権の届出期間 令和8年2月2日まで

5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月9日午後2時30分

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第305号

群馬県高崎市宮沢町13番地1

債務者 有限会社東方製作所

代表者代表取締役 橋爪 渉

1 決定年月日時 令和8年1月5日午前10時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 上原 光太

4 破産債権の届出期間 令和8年2月5日まで

5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月20日午前10時

前橋地方裁判所高崎支部

令和7年(フ)第280号

長野県安曇野市豊科4697番地

債務者 医療法人至誠会

特別代理人 淀 光儀

1 決定年月日時 令和8年1月5日午後5時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 久保田明雄

4 破産債権の届出期間 令和8年2月5日まで

5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月23日午後1時30分

長野地方裁判所松本支部

令和7年(フ)第185号

岐阜県不破郡垂井町宮代3040番地の1

債務者 有限会社きらり

代表者代表取締役 山田 英樹

1 決定年月日時 令和8年1月5日午後3時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 稲川 博一

4 破産債権の届出期間 令和8年2月5日まで

5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月13日午後1時30分

岐阜地方裁判所大垣支部破産係

令和7年12月22日 金沢簡易裁判所

令和7年(フ)第3071号	横浜市青葉区市ヶ尾町475-7白峰コーポII 102号 債務者 株式会社横浜ニッショウ 代表者代表取締役 土井 勝也 1 決定年月日時 令和8年1月5日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 増田 尚 4 破産債権の届出期間 令和8年2月6日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月13日午前10時50分 横浜地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第416号	岡山県倉敷市水江848番地 債務者 和敬物産有限会社 代表者代表取締役 謙訪 泰通 1 決定年月日時 令和8年1月6日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 田原 洋介 4 破産債権の届出期間 令和8年2月20日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月9日午後2時30分 岡山地方裁判所倉敷支部破産係
令和7年(フ)第723号	北九州市門司区東本町1丁目4番12号 債務者 関門海事工業有限会社 代表者取締役 村上 洋介 1 決定年月日時 令和8年1月6日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 伊塚 允耶 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月4日午前11時30分 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部
令和7年(フ)第907号	北九州市八幡西区大浦3丁目12番3号 債務者 株式会社オルケスター 代表者代表取締役 大井 一太 1 決定年月日時 令和8年1月6日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 岡部 友和 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月6日午前11時30分 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和7年(フ)第2116号	さいたま市見沼区大字南中丸1280番地22 債務者 株式会社ホーリーサン 代表者取締役 青木 博人 1 決定年月日時 令和8年1月5日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 旭 峻介 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月23日午後2時40分 さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和7年(フ)第484号	北海道北斗市七重浜4丁目8番15号 債務者 株式会社トラパンス 代表者代表取締役 竹内幸喜 1 決定年月日時 令和8年1月6日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 渡邊 圭太 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月13日午後2時30分 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第181号	滋賀県彦根市鳥居本町487番地1、前住所滋賀県彦根市古沢町978番地5 債務者 A L I N X株式会社 代表者代表取締役 中島 基 1 決定年月日時 令和8年1月6日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 川瀬 新也 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月23日午前10時40分 大津地方裁判所彦根支部
令和7年(フ)第725号	兵庫県西宮市生瀬東町34番3号 債務者 エム商事株式会社(旧商号トラストリシング株式会社) 代表者代表取締役 島田 大学 1 決定年月日時 令和7年12月25日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 上田 祥子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月10日午前11時30分 神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係
令和8年(フ)第1号	仙台市青葉区郷六字屋敷4番地22号 債務者 株式会社陸天 代表者代表取締役 川村 龍平 1 決定年月日時 令和8年1月5日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 阿部 弘樹 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月13日午後1時40分 仙台地方裁判所第4民事部破産係
令和7年(フ)第6246号	大阪府豊中市東寺内町13番23号 債務者 株式会社d i m e n s i o n 代表者代表取締役 古木 賢也 1 決定年月日時 令和8年1月5日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 川住 岳央 4 破産債権の届出期間 令和8年2月16日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月16日午後1時15分 6 免責意見申述期間 令和8年3月2日まで 前橋地方裁判所沼田支部破産係
令和7年(フ)第726号	兵庫県西宮市生瀬東町34番3号 債務者 島田 大学 1 決定年月日時 令和7年12月25日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 上田 祥子 4 破産債権の届出期間 令和8年2月2日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月16日午後1時15分 6 免責意見申述期間 令和8年3月2日まで 前橋地方裁判所沼田支部破産係
令和7年(フ)第94号	山口県周南市中曇町5番2号 ケイニスマイジャード号 債務者 小田由紀枝 1 決定年月日時 令和8年1月6日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 山本 直 4 破産債権の届出期間 令和8年2月10日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月6日午後1時30分 6 免責意見申述期間 令和8年3月5日まで 山口地方裁判所周南支部
令和7年(フ)第306号	群馬県高崎市高浜町2471番地3、前住所群馬県高崎市高浜町1546番地5 債務者 橋爪 渉 1 決定年月日時 令和8年1月5日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 上原 光太 4 破産債権の届出期間 令和8年2月5日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月20日午前10時 6 免責意見申述期間 令和8年4月6日まで 前橋地方裁判所高崎支部

令和7年(フ)第585号	新潟市南区西笠巻新田335番地 債務者 藤原 憲一 1 決定年月日時 令和8年1月6日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 堀田 伸吾 4 破産債権の届出期間 令和8年2月17日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月6日午前10時45分 6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。 7 免責意見申述期間 令和8年3月3日まで 新潟地方裁判所民事部
令和7年(フ)第127号	長崎県大村市大川田町316番地10 債務者 西口 麻弥 1 決定年月日時 令和8年1月6日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 曽場尾雅宏 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月25日午前10時30分 5 免責意見申述期間 令和8年2月18日まで 長崎地方裁判所大村支部破産係
令和7年(フ)第724号	北九州市門司区大字畑63番地 債務者 村上 洋介 1 決定年月日時 令和8年1月6日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 伊塚 允耶 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月4日午前11時30分 5 免責意見申述期間 令和8年2月25日まで 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部
令和7年(フ)第939号	北九州市戸畠区夜宮2丁目7番22-306号 債務者 中野 豊喜 1 決定年月日時 令和8年1月6日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 三苦 和喜 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月12日午後1時30分 5 免責意見申述期間 令和8年2月26日まで 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和7年(フ)第944号	北九州市八幡西区永犬丸東町2丁目23番13号 (ハイム東町202) 債務者 藤田 純子 1 決定年月日時 令和8年1月6日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 白石 覚 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月12日午前10時 5 免責意見申述期間 令和8年2月26日まで 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部
令和7年(フ)第908号	北九州市八幡西区陣原1丁目2番29-504号 債務者 大井 一太 1 決定年月日時 令和8年1月6日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 岡部 友和 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月6日午前11時30分 5 免責意見申述期間 令和8年2月27日まで 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部
令和7年(フ)第938号	北九州市小倉北区南丘1丁目25番12-1205号 債務者 今田 誠司 1 決定年月日時 令和8年1月5日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 天久 泰 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月4日午後2時30分 5 免責意見申述期間 令和8年2月27日まで 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部
令和7年(フ)第966号	北九州市八幡東区枝光本町7番7-703号 債務者 桐木平達也 1 決定年月日時 令和8年1月6日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 今里 晋也 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月6日午後1時30分 5 免責意見申述期間 令和8年2月27日まで 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部
令和7年(フ)第989号	北九州市小倉南区沼緑町4丁目26番1-303号 債務者 野村 恵 1 決定年月日時 令和8年1月5日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 上地 和久 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月24日午後4時30分 5 免責意見申述期間 令和8年3月3日まで 新潟地方裁判所民事部
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月13日午前10時30分	
5 免責意見申述期間 令和8年2月27日まで	福岡地方裁判所小倉支部第1民事部
令和7年(フ)第1001号	北九州市小倉北区木町1丁目10番1-302号 債務者 高田 剛史(旧姓西山) 1 決定年月日時 令和8年1月6日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 井上 陽代 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月13日午前11時 5 免責意見申述期間 令和8年2月26日まで 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部
令和7年(フ)第6184号	大阪市東成区東今里1丁目2番27号 セレクションJ I 106号 債務者 岡林 勝之 1 決定年月日時 令和8年1月5日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 菊澤 俊輔 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月12日午後1時30分 5 免責意見申述期間 令和8年2月27日まで 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部
令和7年(フ)第67号	熊本県八代市鏡町上鏡100番地(20-77) 中次団地 債務者 上村 政美 1 決定年月日時 令和8年1月6日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 鹿島 真理 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月3日午後1時30分 5 免責意見申述期間 令和8年2月27日まで 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第67号	熊本県八代市鏡町上鏡100番地(20-77) 中次団地 債務者 上村 政美 1 決定年月日時 令和8年1月6日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 鹿島 真理 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月3日午後1時30分 5 免責意見申述期間 令和8年2月27日まで 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第303号	新潟県五泉市村松甲2160番地 債務者 手塚 駿斗 1 決定年月日時 令和8年1月6日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 黒沼 有紗 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月24日午後4時30分 5 免責意見申述期間 令和8年3月3日まで 新潟地方裁判所民事部
令和7年(フ)第388号	香川県高松市宮脇町2丁目32番14-101号 ナビハウス 債務者 昼田 茂雄 1 決定年月日時 令和8年1月6日午前9時30分 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 大場 亨 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月25日午後3時 5 免責意見申述期間 令和8年3月3日まで 高松地方裁判所民事部破産・再生係
令和7年(フ)第1328号	仙台市太白区恵和町33番33号 コテージ恵和I-106 債務者 二階堂美帆子 1 決定年月日時 令和8年1月5日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 小堀絵里子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月27日午後1時55分 5 免責意見申述期間 令和8年3月6日まで 仙台地方裁判所第4民事部破産係
令和7年(フ)第1356号	仙台市青葉区鷺ヶ森1丁目26番22号 サニーライフ鷺ヶ森206、従前の住所福島県南相馬市鹿島区鹿島字御前ノ内36番地 債務者 大嶋 優輔 1 決定年月日時 令和8年1月5日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 雨宮亜希子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月13日午前11時 5 免責意見申述期間 令和8年3月6日まで 仙台地方裁判所第4民事部破産係
令和7年(フ)第1471号	仙台市青葉区荒巻神明町2番46号 アーバンハイツ北仙台103、従前の住所宮城県多賀城市大代3丁目7番61号 コーポトマト5-102号 債務者 安部 琴音 1 決定年月日時 令和8年1月5日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 高橋 広希 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月27日午後2時 5 免責意見申述期間 令和8年3月6日まで 仙台地方裁判所第4民事部破産係

令和7年(フ)第1495号 仙台市宮城野区福室3丁目11番39号 ル・ノール5-106 債務者 李 博(永本博) 1 決定年月日時 令和8年1月5日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 伊藤 鳩馬 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月10日午前10時35分 5 免責意見申述期間 令和8年3月6日まで 仙台地方裁判所第4民事部破産係	令和7年(フ)第97号 岩手県一関市花泉町花泉字深井沢37番地1 アピタート・フェリーチェB202 債務者 香原 純 1 決定年月日時 令和8年1月6日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 吉田 俊晴 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月13日午後1時45分 5 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで 盛岡地方裁判所一関支部	4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月19日午後1時10分 5 免責意見申述期間 令和8年3月10日まで 神戸地方裁判所姫路支部	令和7年(フ)第6247号 大阪府豊中市西泉丘2丁目2465番地の1(305号) 債務者 古木 寧也 1 決定年月日時 令和8年1月5日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 下村 尚也 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月13日午後2時30分 5 免責意見申述期間 令和8年3月30日まで 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第629号 岡山市北区中山下2丁目2番52号 ナイジェル中山下501号室、住民票上の住所岡山市北区中山下2丁目2番52号 債務者 松山啓太郎 1 決定年月日時 令和8年1月5日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 種田 蘭子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月7日午前10時30分 5 免責意見申述期間 令和8年3月6日まで 岡山地方裁判所第3民事部	令和7年(フ)第2117号 さいたま市見沼区大字大谷1822番地2 大宮七里県営住宅R K-204、旧住所さいたま市見沼区大字南中丸1280番地22 債務者 青木 博人 1 決定年月日時 令和8年1月5日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 旭 峻介 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月23日午後2時40分 5 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係	令和7年(フ)第2345号 札幌市西区八軒6条東4丁目2番1-101号 債務者 吉田 真吾 1 決定年月日時 令和8年1月5日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 折田 純一 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月18日午前10時30分 5 免責意見申述期間 令和8年3月11日まで 札幌地方裁判所民事第4部	令和7年(フ)第317号 長崎県長崎市川平町383番地5 川平ファミリーコーポA棟402号 債務者 宮田 哲也 1 決定年月日時 令和8年1月6日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 山下 肇 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月15日午前11時 5 免責意見申述期間 令和8年3月31日まで 長崎地方裁判所民事部破産係
令和7年(フ)第723号 岡山市北区田中102番地103 407号、旧住所岡山市東区瀬戸町万富425番地2、岡山市北区津島笹が瀬3-28リバーリバーツ島プレミアム201号、岡山市中区雄町553 債務者 山崎 賢二 1 決定年月日時 令和8年1月5日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 長谷川 威 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月8日午前10時30分 5 免責意見申述期間 令和8年3月6日まで 岡山地方裁判所第3民事部	令和7年(フ)第96号 滋賀県蒲生郡日野町大字西大路2050番地2 パディーボンド202号、前住所滋賀県愛知郡愛荘町安孫子148番地 債務者 西口 清美 1 決定年月日時 令和8年1月6日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 佐武 直子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月23日午前10時50分 5 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで 大津地方裁判所彦根支部	令和7年(フ)第2241号 さいたま市見沼区東大宮5丁目22番地14 S Kメゾン307 債務者 坂田 廣一 1 決定年月日時 令和8年1月5日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 鈴木 幸子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月25日午前11時40分 5 免責意見申述期間 令和8年3月11日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係	令和7年(フ)第2219号 埼玉県久喜市青葉1丁目2番7-406号 債務者 長井 晃次 1 決定年月日時 令和8年1月5日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 渡辺 俊和 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月15日午前10時40分 5 免責意見申述期間 令和8年4月1日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和7年(フ)第491号 大分県臼杵市大字江無田292番地の2 債務者 浜垣内尚美 1 決定年月日時 令和8年1月5日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 米田 賢司 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月24日午前10時30分 5 免責意見申述期間 令和8年3月6日まで 大分地方裁判所民事第1部破産再生係	令和7年(フ)第676号 兵庫県姫路市四郷町東阿保1186-1-205、住民票上の住所岡山県加賀郡吉備中央町黒土1300番地 債務者 札場(ふたば) ことYAMU JAP A Nこと 文谷 修 1 決定年月日時 令和8年1月6日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 佐々木宣彰	令和7年(フ)第3239号 神奈川県藤沢市辻堂6丁目4番8号 チェリーハウス102号 債務者 西高 利文 1 決定年月日時 令和8年1月5日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 岡部 葵 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月19日午後1時50分 5 免責意見申述期間 令和8年3月12日まで 横浜地方裁判所第3民事部	令和7年(フ)第3052号 横浜市青葉区市ヶ尾町475番地7 白峰コーポII-102 債務者 土井 勝也 1 決定年月日時 令和8年1月5日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 増田 尚 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月13日午前10時50分 5 免責意見申述期間 令和8年4月6日まで 横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第186号

岐阜県不破郡関ケ原町大字関ケ原571番地
債務者 山田 英樹

- 1 決定年月日時 令和8年1月5日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 稲川 博一
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月13日午後1時30分
- 5 免責意見申述期間 令和8年4月6日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

令和7年(フ)第682号

愛知県安城市今池町1丁目6番2号 藤和シティコープ新安城駅前802
債務者 向井 俊介

- 1 決定年月日時 令和8年1月5日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 井上 和香
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月21日午後1時35分
- 5 免責意見申述期間 令和8年4月7日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和7年(フ)第1311号

仙台市宮城野区小鶴2丁目1番6号 柴田ビル108、従前の住所仙台市宮城野区新田1丁目17番10-301号
債務者 及川 晃

- 1 決定年月日時 令和8年1月5日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 佐藤 篤
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月6日まで
仙台地方裁判所第4民事部破産係

破産手続開始・破産手続廃止
及び免責許可申立てに関する
意見申述期間

令和7年(フ)第477号

函館市富岡町1丁目43番16号
債務者 齋田 茜

- 1 決定年月日時 令和8年1月6日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで
函館地方裁判所

令和7年(フ)第479号

函館市中道1丁目31番17号
債務者 高杉 美久

- 1 決定年月日時 令和8年1月6日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで
函館地方裁判所

令和7年(フ)第481号

函館市亀田本町32番19号 大林アパート1階
債務者 土屋由加利

- 1 決定年月日時 令和8年1月6日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで
函館地方裁判所

令和7年(フ)第67号

静岡県菊川市下平川1568番地の1 (レクリオヒロ下平川203)
債務者 ゴヨ ヘルミ カスンド (GOYO HERMIE CASUNDO)

- 1 決定年月日時 令和8年1月5日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで
静岡地方裁判所掛川支部破産係

令和7年(フ)第68号

静岡県菊川市下平川1568番地の1 (レクリオヒロ下平川203)
債務者 ゴヨ ベルナディータ ソエジマ (GOYO BERNARDITA SOEJIMA MA)

- 1 決定年月日時 令和8年1月5日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで
静岡地方裁判所掛川支部破産係

令和7年(フ)第70号

静岡県掛川市下俣南2丁目4番5号 県営掛川団地1棟 307号
債務者 安田ヤスシこと ジュリアノ ヤスシ

- ヤスダ (JULIANO YASUCHI YASUDA)
- 1 決定年月日時 令和8年1月6日午後3時
 - 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
 - 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 - 4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで
静岡地方裁判所掛川支部破産係

令和7年(フ)第71号

静岡県掛川市下俣南2丁目4番5号 県営掛川団地1棟 307号
債務者 カツシ フクラ 安田シルヴァナ (CATUCCI FUKURA YASUDA SILVANA)

- 1 決定年月日時 令和8年1月6日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで
静岡地方裁判所掛川支部破産係

令和7年(フ)第76号

静岡県掛川市大渕5012番地
債務者 大石 理佳

- 1 決定年月日時 令和8年1月6日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで
静岡地方裁判所掛川支部破産係

令和7年(フ)第2679号

愛知県東海市富貴ノ台1丁目106番地1
債務者 山根みゆき

- 1 決定年月日時 令和8年1月5日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年2月27日まで
名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第2768号

名古屋市中区大須2丁目10番17号 ハニーハイツ渡辺Ⅱ801号
債務者 吉田 幸生

- 1 決定年月日時 令和8年1月5日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年2月27日まで
名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第2886号

愛知県小牧市小木2丁目215番地2 シャトー愛202号、従前の住所愛知県小牧市小松寺2丁目167番地
債務者 上間 雄樹

- 1 決定年月日時 令和8年1月5日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年2月27日まで
名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第2945号

名古屋市中村区椿町14-5 グランド松竹梅ビル501、住民票上の住所大阪市城東区鳴野西1丁目8番25号 ピュアライズ京橋302
債務者 吉岡 隼

- 1 決定年月日時 令和8年1月5日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年2月27日まで
名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第2982号

名古屋市港区龍宮町1番地の5 龍宮荘703号
債務者 渡邊 一史

- 1 決定年月日時 令和8年1月5日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年2月27日まで
名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年（フ）第3050号 名古屋市北区平安1丁目1-44 クレストステージ平安303号、住民票上の住所名古屋市守山区鳥羽見2丁目16番17号 ハイツ鳥羽見D7号 債務者 前田 文子 1 決定年月日時 令和8年1月5日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月27日まで 名古屋地方裁判所民事第2部	令和7年（フ）第413号 岡山県倉敷市二子138番地4 債務者 浮 史子 1 決定年月日時 令和8年1月6日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月27日まで 岡山地方裁判所倉敷支部破産係	1 決定年月日時 令和8年1月5日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月2日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月3日まで 横浜地方裁判所第3民事部
令和7年（フ）第3132号 名古屋市北区織部町1番地の9 県営織部住宅1棟1213号 債務者 山下二三代 1 決定年月日時 令和8年1月5日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月27日まで 名古屋地方裁判所民事第2部	令和7年（フ）第22号 群馬県沼田市白沢町上古語父316番地34 債務者 佐川 榎介 1 決定年月日時 令和8年1月5日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月2日まで 前橋地方裁判所沼田支部破産係	1 決定年月日時 令和8年1月5日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月2日まで さいたま地方裁判所川越支部	令和7年（フ）第2992号 横浜市瀬谷区阿久和東4丁目1番地 ハイム宮の腰1-309 債務者 曽我部友美 1 決定年月日時 令和8年1月5日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月3日まで 横浜地方裁判所第3民事部
令和7年（フ）第3146号 名古屋市天白区元八事5丁目127番地 三角堂アパートメント4017号 債務者 古川いづみ 1 決定年月日時 令和8年1月5日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月27日まで 名古屋地方裁判所民事第2部	令和7年（フ）第300号 群馬県甘楽郡下仁田町大字馬山3958番地 債務者 青木 保行 1 決定年月日時 令和8年1月5日午前10時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月2日まで 前橋地方裁判所沼田支部破産係	1 決定年月日時 令和8年1月6日午前10時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月3日まで 前橋地方裁判所川越支部	令和7年（フ）第3057号 神奈川県藤沢市村岡東4丁目6番地の15 ヴィラソラーレ湘南II202号 債務者 古川 大地 1 決定年月日時 令和8年1月5日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月3日まで 横浜地方裁判所第3民事部
令和7年（フ）第1152号 神戸市兵庫区羽坂通4丁目1番1-407号 債務者 坂本 嘉太 1 決定年月日時 令和7年12月26日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月27日まで 名古屋地方裁判所民事第2部	令和7年（フ）第304号 群馬県高崎市寺尾町2614番地1 市住5棟512号 債務者 吉澤 知士 1 決定年月日時 令和8年1月5日午前10時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月2日まで 前橋地方裁判所高崎支部	1 決定年月日時 令和8年1月6日午前10時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月3日まで 前橋地方裁判所太田支部	令和7年（フ）第223号 群馬県太田市下田島町1232番地11 債務者 天笠 友美 1 決定年月日時 令和8年1月6日午前10時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月3日まで 横浜地方裁判所第3民事部
令和7年（フ）第2255号 さいたま市岩槻区大字表慈恩寺556番地1 2号101 債務者 増岡 敬子 1 決定年月日時 令和8年1月5日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月27日まで 神戸地方裁判所第3民事部	令和7年（フ）第2255号 さいたま市岩槻区大字表慈恩寺556番地1 2号101 債務者 増岡 敬子 1 決定年月日時 令和8年1月5日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月3日まで 横浜地方裁判所第3民事部	令和7年（フ）第3322号 横浜市泉区岡津町2807番地4 グリーンガーデン201号 債務者 鈴木 信好 1 決定年月日時 令和8年1月5日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月3日まで 横浜地方裁判所第3民事部
令和7年（フ）第2816号 横浜市神奈川区松見町1丁目14番地6 サープラス大口203号 債務者 牧山 典明 1 決定年月日時 令和8年1月5日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。	令和7年（フ）第2816号 横浜市神奈川区松見町1丁目14番地6 サープラス大口203号 債務者 牧山 典明 1 決定年月日時 令和8年1月5日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。	1 決定年月日時 令和8年1月5日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月3日まで 横浜地方裁判所第3民事部	令和7年（フ）第3330号 横浜市南区別所5丁目26番19号 レナジアホーム別所308号室 債務者 宮本 尚典 1 決定年月日時 令和8年1月5日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月3日まで 横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第82号	山口県光市室積6丁目5番1-302号 債務者 木村 美幸 1 決定年月日時 令和8年1月6日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月3日まで 山口地方裁判所周南支部
令和7年(フ)第433号	香川県高松市木太町1001番地4 コンフォートハイツ102号室 債務者 谷原 聖也 1 決定年月日時 令和8年1月6日午前9時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月3日まで 高松地方裁判所民事部破産・再生係
令和7年(フ)第34号	香川県観音寺市坂本町6丁目5番55号 債務者 石川 航一 1 決定年月日時 令和8年1月6日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月3日まで 高松地方裁判所観音寺支部
令和7年(フ)第2296号	東京都東大和市中央2丁目860番地の13 債務者 杉本 功一 1 決定年月日時 令和8年1月5日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月4日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部
令和7年(フ)第775号	熊本市西区春日4丁目19番15-409号 市営住宅春日団地409号 債務者 伴 勇史 1 決定年月日時 令和8年1月6日午後2時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年3月4日まで 熊本地方裁判所民事第1部破産再生係	4 免責意見申述期間 令和8年3月6日まで 仙台地方裁判所第4民事部破産係
令和7年(フ)第406号	令和7年(フ)第499号
沖縄県島尻郡南風原町字津嘉山1116番地 南風原第二団地1-605 債務者 大田 優 1 決定年月日時 令和8年1月5日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月5日まで 那覇地方裁判所民事第3部	茨城県ひたちなか市大字高野582番地の2 債務者 平山 徳松 1 決定年月日時 令和8年1月5日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月6日まで 水戸地方裁判所
令和7年(フ)第59号	令和7年(フ)第320号
岩手県遠野市土淵町柏崎10地割63番地 債務者 鍛治 英哉 1 決定年月日時 令和8年1月5日午前10時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月6日まで 盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係	金沢市北町乙81番地、従前の住所神奈川県川崎市多摩区寺尾台1丁目20番地28 サンシティ寺尾台第2 201 債務者 川端栄多郎 1 決定年月日時 令和8年1月5日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月6日まで 金沢地方裁判所民事部
令和7年(フ)第1441号	令和7年(フ)第784号
宮城県名取市大手町2丁目109番地 ラスティ大手町1号棟103号 債務者 後藤 沙織 1 決定年月日時 令和8年1月5日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月6日まで 仙台地方裁判所第4民事部破産係	静岡市駿河区広野6丁目20番27号、住民票上の住所静岡県焼津市吉永1007番地の1 債務者 山崎 優也 1 決定年月日時 令和8年1月6日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月6日まで 静岡地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第1523号	令和7年(フ)第5257号
仙台市青葉区荒巻神明町25番4号 シャングリラ荒巻A-306、従前の住所宮城県宮城郡利府町中央3丁目15番地3 オークリヴ201号室 債務者 浮須 桃実 1 決定年月日時 令和8年1月5日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。	大阪府吹田市岸部南3丁目2番2号 債務者 中川 武彦 1 決定年月日時 令和8年1月5日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月6日まで 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第775号	令和7年(フ)第6170号
熊本市西区春日4丁目19番15-409号 市営住宅春日団地409号 債務者 伴 勇史 1 決定年月日時 令和8年1月6日午後2時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。	大阪市生野区中川西2丁目8番14号 グレイスコンフォート 407 債務者 水田 光江 1 決定年月日時 令和8年1月5日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月6日まで 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第6262号	令和7年(フ)第6170号
熊本市西区春日4丁目19番15-409号 市営住宅春日団地409号 債務者 伴 勇史 1 決定年月日時 令和8年1月6日午後2時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。	大阪府門真市舟田町6番27号 債務者 後藤えみる(旧姓杉本) 1 決定年月日時 令和8年1月5日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月6日まで 大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第6272号 大阪市平野区瓜破南1丁目1番15号 債務者 古谷 浩 1 決定年月日時 令和8年1月5日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月6日まで 大阪地方裁判所第6民事部	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月6日まで 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年(フ)第693号 岡山県赤磐市下仁保192番地33 債務者 森伊 七海 1 決定年月日時 令和8年1月5日午前11時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月6日まで 岡山地方裁判所第3民事部	1 決定年月日時 令和8年1月5日午前11時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月6日まで 岡山地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第6301号 大阪市淀川区三国本町1丁目8番1-306号 債務者 平石 静香 1 決定年月日時 令和8年1月5日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月6日まで 大阪地方裁判所第6民事部	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月6日まで 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年(フ)第701号 岡山市南区大福462番地6 ミルグレース大福A101、旧住所岡山市南区泉田422番地21 サンライフ泉田A-101 債務者 政次 春奈 1 決定年月日時 令和8年1月5日午前11時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月6日まで 岡山地方裁判所第3民事部	1 決定年月日時 令和8年1月5日午前11時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月6日まで 岡山地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第6394号 大阪府交野市天野が原町1丁目1番101号 債務者 前田 勝也 1 決定年月日時 令和8年1月5日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月6日まで 大阪地方裁判所第6民事部	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月6日まで 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年(フ)第670号 岡山市北区玉柏1472番地5、旧住所岡山県都窪郡早島町早島3131番地19 債務者 渡邊 竜二 1 決定年月日時 令和8年1月5日午前11時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月6日まで 岡山地方裁判所第3民事部	1 決定年月日時 令和8年1月5日午前11時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月6日まで 岡山地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第6395号 大阪府交野市天野が原町1丁目1番101号 債務者 前田 香織 1 決定年月日時 令和8年1月5日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月6日まで 大阪地方裁判所第6民事部	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月6日まで 岡山地方裁判所第3民事部	令和7年(フ)第670号 岡山市南区豊成1丁目10番50号 センチュリーロイヤル302号 債務者 葛原 真二 1 決定年月日時 令和8年1月5日午前11時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月6日まで 岡山地方裁判所第3民事部	1 決定年月日時 令和8年1月5日午前11時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月6日まで 岡山地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第6400号 大阪府東大阪市大蓮東2丁目3番12号 リーザタナカ 103号室 債務者 巨山 嘉代 1 決定年月日時 令和8年1月5日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月6日まで 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年(フ)第681号 岡山市北区伊島町1丁目10番13号 フレグラス202、旧住所岡山県倉敷市玉島阿賀崎1411番地1 債務者 枝松 彩加 1 決定年月日時 令和8年1月5日午前11時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月6日まで 岡山地方裁判所第3民事部	1 決定年月日時 令和8年1月5日午前11時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月6日まで 岡山地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第6400号 大阪府東大阪市大蓮東2丁目3番12号 リーザタナカ 103号室 債務者 巨山 嘉代 1 決定年月日時 令和8年1月5日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月6日まで 岡山地方裁判所第3民事部	令和7年(フ)第719号 岡山県倉敷市児島稗田町3156番地 カルムメゾンI 201 債務者 水川 優 1 決定年月日時 令和8年1月5日午前11時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月6日まで 岡山地方裁判所第3民事部	1 決定年月日時 令和8年1月5日午前11時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月6日まで 岡山地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第724号 岡山県瀬戸内市邑久町山田庄220番地7 口ココ C 101 債務者 黒石 幸代	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月6日まで 岡山地方裁判所第3民事部	令和7年(フ)第724号 岡山県瀬戸内市邑久町山田庄220番地7 口ココ C 101 債務者 黒石 幸代	1 決定年月日時 令和8年1月5日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月6日まで 大分地方裁判所民事第1部破産再生係

令和7年（フ）第551号 大分市大字宮崎1000番地 東和コーポ303 債務者 角田 清道 1 決定年月日時 令和8年1月5日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月6日まで 大分地方裁判所民事第1部破産再生係	1 決定年月日時 令和8年1月5日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで 秋田地方裁判所大館支部	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで 福井地方裁判所敦賀支部	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで 静岡地方裁判所富士支部
令和7年（フ）第608号 鹿児島市皇徳寺台2丁目5番15-33号 県営パークヒルズ皇徳寺団地15棟303号 債務者 福島 裕美 1 決定年月日時 令和8年1月5日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月6日まで 鹿児島地方裁判所民事第3部破産係	1 決定年月日時 令和8年1月6日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで 秋田地方裁判所大曲支部	1 決定年月日時 令和8年1月6日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで 岐阜地方裁判所大垣支部破産係	1 決定年月日時 令和8年1月6日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで 静岡地方裁判所富士支部
令和7年（フ）第181号 宮城県加美郡加美町字新小路75番地2 債務者 菅原 善晴 1 決定年月日時 令和8年1月5日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで 仙台地方裁判所古川支部破産係	1 決定年月日時 令和8年1月6日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで 福島地方裁判所	1 決定年月日時 令和8年1月6日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで 岐阜地方裁判所大垣支部破産係	1 決定年月日時 令和8年1月6日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで 神戸地方裁判所姫路支部
令和7年（フ）第191号 宮城県大崎市古川江合寿町3丁目4番19号 コーポレーション藤B棟105号 債務者 長柴 風花 1 決定年月日時 令和8年1月5日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで 仙台地方裁判所古川支部破産係	1 決定年月日時 令和8年1月6日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで 金沢市北安江4丁目21番5号 ハイツコウメイ1 101号	1 決定年月日時 令和8年1月6日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで 金沢地方裁判所民事部	1 決定年月日時 令和8年1月6日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで 岐阜地方裁判所大垣支部破産係
令和7年（フ）第79号 秋田県鹿角市十和田大湯字中田34番地10、借入時の住所宮城県仙台市若林区南鍛冶町96番地の1 レジデンス燐103 債務者 湯澤ひかる	1 決定年月日時 令和8年1月6日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。	1 決定年月日時 令和8年1月6日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。	1 決定年月日時 令和8年1月6日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで 静岡地方裁判所姫路支部

令和7年(フ)第168号	山口県下関市阿弥陀寺町2番9-301号 第2フラワーハイツ 債務者 濱田 雅子 1 決定年月日時 令和8年1月6日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで 山口地方裁判所下関支部破産係
令和7年(フ)第124号	愛媛県松山市平井町3157番地55 債務者 田坂 真美 1 決定年月日時 令和8年1月6日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで 松山地方裁判所民事部
令和7年(フ)第362号	愛媛県伊予郡松前町大字浜1150番地5 債務者 京極 英治 1 決定年月日時 令和8年1月6日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで 松山地方裁判所民事部
令和7年(フ)第150号	宮崎県都城市北原町30街区22号 県営北原団地4棟14号室 債務者 濱尾 美月 1 決定年月日時 令和8年1月6日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで 宮崎地方裁判所都城支部
令和7年(フ)第218号	宮崎県日向市比良町4丁目14番地 債務者 三浦 朋美(旧姓西村) 1 決定年月日時 令和8年1月6日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	破産手続廃止	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで 宮崎地方裁判所延岡支部	令和7年(フ)第4255号 大阪市中央区上汐1丁目4番10号 破産者 Humming Life株式会社 1 決定年月日 令和8年1月5日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで 宮崎地方裁判所延岡支部	4 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで 宮崎地方裁判所延岡支部
令和7年(フ)第622号 鹿児島市吉野町3355番地33 サンパティーク プレイスC棟101号 債務者 長濱 愛 1 決定年月日時 令和8年1月6日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで 鹿児島地方裁判所民事第3部破産係	令和7年(フ)第1094号 大阪市旭区大宮1丁目1番5-1001号 破産者 竹内 浩史 1 決定年月日 令和8年1月5日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで 鹿児島地方裁判所民事第3部破産係	令和6年(フ)第438号 岐阜県関市下有知203番地3 破産者 中原 將仁 1 決定年月日 令和8年1月6日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで 岐阜地方裁判所
令和7年(フ)第634号 鹿児島市荒田2丁目2番22号 YYビル102 号 債務者 片野 翔平 1 決定年月日時 令和8年1月6日午後0時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで 鹿児島地方裁判所民事第3部破産係	破産手続廃止及び免責許可決定 大阪市旭区大宮1丁目1番5-1001号 破産者 竹内 浩史 1 決定年月日 令和8年1月5日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで 鹿児島地方裁判所民事第3部破産係	令和6年(フ)第1301号 東京都多摩市貝取4丁目4番地7-101、破 産手続開始決定時の住所東京都多摩市貝取3 丁目4番地4-302 破産者 北 和子 1 決定年月日 令和8年1月6日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任 務終了による計算の報告を目的とした債権者集 会は終結した。 東京地方裁判所立川支部民事第4部
令和7年(フ)第329号 沖縄県うるま市字田場1513番地2 債務者 仲前門栄子 1 決定年月日時 令和8年1月5日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで 那覇地方裁判所沖縄支部破産係	令和7年(フ)第1095号 大阪市旭区大宮1丁目1番5-1001号 破産者 竹内 未美 1 決定年月日 令和8年1月5日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで 那覇地方裁判所沖縄支部破産係	令和7年(フ)第1300号 東京都八王子市みなみ野3丁目19番6号セ レッソC101号 破産者 中村 智 1 決定年月日 令和8年1月6日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任 務終了による計算の報告を目的とした債権者集 会は終結した。 東京地方裁判所立川支部民事第4部
令和7年(フ)第343号 沖縄県中頭郡北中城村字熱田2070番地15 県 営北中城団地2号棟401号室 債務者 城田ゆかり 1 決定年月日時 令和8年1月5日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで 那覇地方裁判所沖縄支部破産係	令和7年(フ)第2078号 大阪府吹田市千里山西1丁目17番13号(207) 破産者 中塚 昭英 1 決定年月日 令和8年1月5日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで 那覇地方裁判所沖縄支部破産係	破産債権の届出期間及び一般 調査期日 埼玉県桶川市坂田西2丁目13番地の11 破産者 蓮沼 諭 1 破産債権の届出期間 令和8年2月5日まで 2 一般調査期日 令和8年3月23日午後2時20 分 令和8年1月5日 さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和7年(フ)第218号 宮崎県日向市比良町4丁目14番地 債務者 三浦 朋美(旧姓西村) 1 決定年月日時 令和8年1月6日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。	令和7年(フ)第3503号 大阪市城東区東中浜8丁目8番23-1105号 破産者 中村 由記(旧姓鮫島) 1 決定年月日 令和8年1月5日 2 主文 本件破産手続を廃止する。	

令和7年(フ)第5号

愛媛県喜多郡内子町平岡甲1274番4、住民票上の住所愛媛県喜多郡内子町平岡甲1276番地
破産者 德見 美和(旧姓行定)

- 1 破産債権の届出期間 令和8年2月5日まで
- 2 一般調査期日 令和8年3月19日午前10時30分

令和8年1月6日 松山地方裁判所大洲支部

令和7年(フ)第160号

名古屋市天白区島田3丁目304番地 シーズンコート植田南310号、前住所愛知県江南市赤童子町白山127番地1
破産者 土屋 和人

- 1 破産債権の届出期間 令和8年2月9日まで
- 2 一般調査期日 令和8年3月18日午前11時
令和8年1月5日

名古屋地方裁判所一宮支部

令和6年(フ)第6124号

大阪市西区九条1丁目19番6号
破産者 株式会社エムズ
1 破産債権の届出期間 令和8年2月9日まで
2 一般調査期日 令和8年3月16日午後2時
令和8年1月5日

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第99号

長崎県大村市竹松本町843番地 ルピナ竹松本町B棟207
破産者 鳥越 大揮

- 1 破産債権の届出期間 令和8年2月9日まで
- 2 一般調査期日 令和8年3月18日午前10時
令和8年1月5日

長崎地方裁判所大村支部破産係

破産債権の届出期間及び一般調査期間**令和7年(フ)第417号**

宮崎県東諸県郡綾町大字南俣495番地1
破産者 新 明日香
1 破産債権の届出期間 令和8年2月6日まで
2 一般調査期間 令和8年3月17日から令和8年3月24日まで

令和8年1月6日 宮崎地方裁判所破産係

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条3項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならぬ。

令和7年(フ)第2852号

大阪府守口市寺方錦通4丁目5番4-202号
破産者 中嶋志美夫
異議申述期間 令和8年3月2日まで
令和8年1月5日

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第4242号

大阪市北区天神橋2丁目1番24号 スペースフォーリーブス 302号室
破産者 落合 紀子
異議申述期間 令和8年3月2日まで
令和8年1月5日

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第4816号

大阪府寝屋川市打上中町11番13-706号
破産者 山本 勝行
異議申述期間 令和8年3月2日まで
令和8年1月5日

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第4817号

京都府京田辺市三山木垣ノ内69番地4
破産者 株式会社レーヴ
異議申述期間 令和8年3月2日まで
令和8年1月5日

大阪地方裁判所第6民事部

**免責許可申立てに関する意見
申述期間****令和7年(フ)第5477号**

東京都江戸川区西葛西6丁目24-1-102
破産者 デシュパンデ マヘシュ ナラヤナラオ
才
免責意見申述期間 令和8年3月16日まで
令和8年1月5日

東京地方裁判所第20部

特別清算開始**令和7年(ヒ)第2093号**

東京都杉並区荻窪4丁目30番16号
清算株式会社 株式会社Evolving G
代表清算人 佐々木 新

1 決定年月日 令和7年12月24日

2 主文 清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(ヒ)第2100号

東京都千代田区丸の内1丁目9番2号
清算株式会社 株式会社浮田
代表清算人 西川 良和

1 決定年月日 令和7年12月23日

2 主文 清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(ヒ)第2103号

東京都荒川区東日暮里2丁目33番14号
清算株式会社 株式会社マンモスエコロジー
代表清算人 藤井 康輔

1 決定年月日 令和7年12月23日

2 主文 清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(ヒ)第2104号

東京都葛飾区水元3丁目14番15号
清算株式会社 株式会社八潮管財
代表清算人 岡田 優真

1 決定年月日 令和7年12月24日

2 主文 清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(ヒ)第13号

岡山市北区本町6番36号
清算株式会社 株式会社天満屋ホテルズアンドリゾーツ
代表清算人 伊原木省五

1 決定年月日 令和7年12月24日

2 主文 清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。

岡山地方裁判所第3民事部

特別清算終結**令和7年(ヒ)第2063号**

東京都渋谷区渋谷1丁目22番1号CHビル
清算株式会社 株式会社レディアント

1 決定年月日 令和7年12月25日

2 主文 本件特別清算手続を終結する。

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(ヒ)第102号

本店所在地 高知市南はりまや町1丁目2番20号
清算株式会社 株式会社エスアール商事

1 決定年月日 令和7年12月23日

2 主文 本件特別清算手続を終結する。
高知地方裁判所民事部

特別清算協定認可**令和7年(ヒ)第2085号**

東京都江東区三好2丁目15番9号
清算株式会社 株式会社長寿の森
代表清算人 伊藤 卓造

1 決定年月日 令和7年12月23日
2 主文 次の協定を認可する。

協定

1 清算株式会社は、別紙記載の協定債権者に對し、本協定の認可の決定が確定した日から1ヶ月以内に、換価代金から必要な費用を控除した残額を弁済する。

2 協定債権者は、前項の規定による弁済を受けたときは、清算株式会社に對し、協定債権の総額から弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。

3 第1項の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、協定債権者に對し、換価代金から必要な費用を控除した残額を弁済する。この場合においては、協定債権者が前項の規定により行った免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
(別紙省略)

以上

東京地方裁判所民事第20部

更生手続終結**令和7年(ミ)第1号**

大阪市中央区大手前1丁目7番31号OMMビル16階
更生会社 株式会社ケンショウ

管財人 山本 幸治

1 決定年月日 令和7年12月23日

2 主文 本件更生手続を終結する。

3 理由の要旨 更生計画が遂行された。

大阪地方裁判所第6民事部

再生手続開始**令和7年（再）第38号**

東京都江東区白河3丁目2番8号
再生債務者 株式会社WIND—SMILE
1 決定年月日時 令和7年12月24日午後4時30分
2 主文 再生債務者について再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和8年1月21日まで
4 再生債権の一般調査期間 令和8年2月25日から令和8年3月4日まで
東京地方裁判所民事第20部

再生計画認可**令和7年（再）第23号**

東京都あきる野市山田808番地3
再生債務者 合同会社ドットクリエイション
1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条2項各号に該当する事由はない。
令和7年12月24日

東京地方裁判所民事第20部

令和7年（再）第24号

東京都港区六本木7丁目15番7号
再生債務者 株式会社オルツ
1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条2項各号に該当する事由はない。
令和7年12月24日

東京地方裁判所民事第20部

令和7年（再）第1号

鹿児島市桜島武町26番地1
再生債務者 有限会社海幸
1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条2項各号に該当する事由はない。
令和7年12月24日

鹿児島地方裁判所民事第3部

再生手続終結**令和7年（再）第3号**

名古屋市西区上小田井1丁目348番地の1
再生債務者 小泉 敦資

- 1 主文 本件再生手続を終結する。
- 2 理由の要旨 再生計画認可の決定の確定
令和7年12月22日

**名古屋地方裁判所民事第2部
小規模個人再生による再生手続開始**

- 1 決定年月日時 令和7年12月26日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和8年1月20日まで
4 一般異議申述期間 令和8年2月3日から令和8年2月17日まで

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

- 1 決定年月日時 令和7年12月26日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和8年1月22日まで
4 一般異議申述期間 令和8年2月5日から令和8年2月19日まで

岐阜地方裁判所多治見支部

- 1 決定年月日時 令和7年12月26日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和8年1月23日まで
4 一般異議申述期間 令和8年1月30日から令和8年2月13日まで

神戸地方裁判所豊岡支部再生係

- 1 決定年月日時 令和8年1月5日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和8年1月26日まで
4 一般異議申述期間 令和8年2月9日から令和8年2月16日まで

札幌地方裁判所民事第4部**令和7年（再イ）第11号**

北海道北見市春光町4丁目7番8号
再生債務者 中野 直樹

- 1 決定年月日時 令和8年1月5日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和8年1月26日まで
4 一般異議申述期間 令和8年2月9日から令和8年2月16日まで

釧路地方裁判所北見支部個人再生係**令和7年（再イ）第56号**

岡山県倉敷市連島中央3丁目1番2-1号
再生債務者 池田 誠

- 1 決定年月日時 令和8年1月5日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和8年1月26日まで
4 一般異議申述期間 令和8年2月9日から令和8年2月18日まで

岡山地方裁判所倉敷支部**令和7年（再イ）第55号**

長崎県長崎市川平町1382番地
再生債務者 立光 美幸

- 1 決定年月日時 令和8年1月5日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和8年1月26日まで
4 一般異議申述期間 令和8年2月16日から令和8年3月2日まで

長崎地方裁判所民事部個人再生係**令和7年（再イ）第46号**

群馬県邑楽郡大泉町仙石2丁目8番27号
再生債務者 南雲 一訓

- 1 決定年月日時 令和7年12月25日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和8年1月29日まで
4 一般異議申述期間 令和8年2月12日から令和8年3月5日まで

前橋地方裁判所太田支部**令和7年（再イ）第31号**

函館市亀田港町16番3号
再生債務者 室 秀樹

- 1 決定年月日時 令和8年1月5日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和8年2月2日まで
4 一般異議申述期間 令和8年2月16日から令和8年3月2日まで

3 再生債権の届出期間 令和8年2月2日まで
4 一般異議申述期間 令和8年2月16日から令和8年3月9日まで

函館地方裁判所

令和7年（再イ）第23号

山形市飯田5丁目4番10号
再生債務者 大山 亮太

- 1 決定年月日時 令和8年1月5日午後2時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和8年2月2日まで
4 一般異議申述期間 令和8年2月16日から令和8年3月2日まで

山形地方裁判所民事部

令和7年（再イ）第148号

東京都小平市上水南町1丁目11番4-308号
再生債務者 増田 美湖

- 1 決定年月日時 令和8年1月5日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和8年2月2日まで
4 一般異議申述期間 令和8年2月16日から令和8年3月9日まで

東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年（再イ）第20号

新潟県糸魚川市上刈3丁目11番5号
再生債務者 長崎 浩一

- 1 決定年月日時 令和8年1月5日午前11時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和8年2月2日まで
4 一般異議申述期間 令和8年2月16日から令和8年3月9日まで

新潟地方裁判所高田支部

令和7年（再イ）第47号

香川県高松市屋島西町2109番地26 ストーン
レイク子の浜C棟406号

- 1 決定年月日時 令和8年1月5日午前9時30分
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和8年2月2日まで
4 一般異議申述期間 令和8年2月16日から令和8年3月2日まで

高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和7年（再イ）第429号

大阪府茨木市下中条町4番16号

再生債務者 長谷川あさひ

- 1 決定年月日時 令和7年12月26日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月3日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年2月10日から令和8年2月24日まで

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年（再イ）第210号

埼玉県川口市北園町17番4号 ローヤルハイツ101号

再生債務者 松井 孝倫

- 1 決定年月日時 令和8年1月5日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年1月26日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年2月9日から令和8年2月16日まで

さいたま地方裁判所第3民事部

令和7年（再イ）第119号

埼玉県入間郡毛呂山町中央3丁目18番地8

再生債務者 竹澤 敏道

- 1 決定年月日時 令和8年1月5日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年1月26日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年2月5日から令和8年2月16日まで

さいたま地方裁判所川越支部

令和7年（再イ）第203号

千葉県市川市南八幡5丁目4番14号 （ハイツグランディ本八幡105号）

再生債務者 加藤 悠太

- 1 決定年月日時 令和8年1月5日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年1月26日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年2月9日から令和8年2月24日まで

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年（再イ）第30号

千葉県山武市木原227番地55

再生債務者 栗田 正人

- 1 決定年月日時 令和8年1月5日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

- 3 再生債権の届出期間 令和8年1月26日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年2月9日から令和8年2月24日まで

千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

令和7年（再イ）第250号

札幌市北区北27条西14丁目2番14号

再生債務者 落合 直己

- 1 決定年月日時 令和8年1月6日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年1月27日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年2月10日から令和8年2月19日まで

札幌地方裁判所民事第4部

令和7年（再イ）第44号

青森県上北郡野辺地町字上前田5番地3

再生債務者 外井 晃人

- 1 決定年月日時 令和8年1月6日午後1時30分
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年1月27日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年2月10日から令和8年2月17日まで

青森地方裁判所民事部再生係

令和7年（再イ）第42号

神奈川県秦野市西田原1233番地の1 La S aisonくず葉の森B棟 201号

再生債務者 宮倉 一基

- 1 決定年月日時 令和8年1月6日午前11時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年1月27日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年2月10日から令和8年2月18日まで

横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係

令和7年（再イ）第31号

岡山県倉敷市松島818-2 シファ松島301

再生債務者 大槻 徹嗣

- 1 決定年月日時 令和8年1月6日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年1月27日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年2月10日から令和8年2月19日まで

岡山地方裁判所倉敷支部

令和7年（再イ）第34号

岡山県倉敷市西中新田665番地1 山長ビルA-202

再生債務者 小豆 司

- 1 決定年月日時 令和8年1月6日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年1月27日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年2月10日から令和8年2月19日まで

岡山地方裁判所倉敷支部

令和7年（再イ）第62号

岡山県総社市中原1004番地

再生債務者 森山 一騎

- 1 決定年月日時 令和8年1月6日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年1月27日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年2月10日から令和8年2月19日まで

岡山地方裁判所倉敷支部

令和7年（再イ）第28号

岩手県北上市柳原町4丁目7番15号 おくた館7号

再生債務者 山崎 真

- 1 決定年月日時 令和8年1月5日午後4時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月2日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年2月16日から令和8年3月2日まで

盛岡地方裁判所花巻支部

令和7年（再イ）第24号

宮城県遠田郡涌谷町字裏桜町20番地5

再生債務者 大友 幸治

- 1 決定年月日時 令和8年1月5日午後4時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月2日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年2月17日から令和8年3月2日まで

仙台地方裁判所古川支部個人再生係

令和7年（再イ）第494号

東京都世田谷区野沢2-33-5-1107

再生債務者 萩原 直大

- 1 決定年月日時 令和8年1月5日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月2日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年2月16日から令和8年3月9日まで

東京地方裁判所民事第20部

令和7年（再イ）第539号

東京都品川区旗の台5-28-6-102

再生債務者 江添 正則

- 1 決定年月日時 令和8年1月5日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月2日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年2月16日から令和8年3月9日まで

東京地方裁判所民事第20部

令和7年（再イ）第550号

東京都練馬区旭町1-34-11

再生債務者 大澤 健一

- 1 決定年月日時 令和8年1月5日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月2日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年2月16日から令和8年3月9日まで

東京地方裁判所民事第20部

令和7年（再イ）第4号

静岡県菊川市下内田2787番地の7（前住所）

静岡県掛川市岩滑999番地の5 ベルツリーB202

再生債務者 磐本 幸生

- 1 決定年月日時 令和8年1月5日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月2日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年2月16日から令和8年3月9日まで

静岡地方裁判所掛川支部

令和7年（再イ）第108号

京都市左京区北白川下池田町4番地4

再生債務者 今田 智之

- 1 決定年月日時 令和8年1月5日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月2日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年2月17日から令和8年3月9日まで

京都地方裁判所第5民事部再生係

令和7年（再イ）第138号 京都市右京区西京極芝ノ下町3番地7 再生債務者 王本 有哉 1 決定年月日時 令和8年1月5日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和8年2月2日まで 4 一般異議申述期間 令和8年2月9日から令和8年2月19日まで 京都地方裁判所第5民事部再生係	1 決定年月日時 令和8年1月5日午後2時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和8年2月2日まで 4 一般異議申述期間 令和8年2月9日から令和8年2月24日まで 松江地方裁判所民事部	3 再生債権の届出期間 令和8年2月3日まで 4 一般異議申述期間 令和8年2月17日から令和8年3月10日まで 新潟地方裁判所長岡支部再生係 令和7年（再イ）第53号 静岡県伊豆の国市三福1015番地の2 再生債務者 多田 徹 1 決定年月日時 令和8年1月6日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和8年2月3日まで 4 一般異議申述期間 令和8年2月10日から令和8年2月24日まで 静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係	令和7年（再イ）第182号 千葉市美浜区高浜3丁目5番9棟303号 再生債務者 池尾 礼子 1 決議に付する再生計画案 令和7年12月19日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月22日まで 令和8年1月5日 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係 令和7年（再イ）第363号 東京都江戸川区北小岩4-5-13-103 再生債務者 小林 拓弥 1 決議に付する再生計画案 令和7年12月17日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月22日まで 令和8年1月5日 東京地方裁判所民事第20部
令和7年（再イ）第550号 大阪市福島区海老江6丁目11番10号 再生債務者 大西 弘樹 1 決定年月日時 令和8年1月5日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和8年2月2日まで 4 一般異議申述期間 令和8年2月9日から令和8年2月24日まで 大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日時 令和8年1月5日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和8年2月2日まで 4 一般異議申述期間 令和8年2月16日から令和8年3月9日まで 大分地方裁判所民事第1部破産再生係 令和7年（再イ）第13号 宮崎県都城市広原町1号3番地1 再生債務者 松元 育 1 決定年月日時 令和8年1月5日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和8年2月2日まで 4 一般異議申述期間 令和8年2月16日から令和8年2月24日まで 宮崎地方裁判所都城支部	1 決定年月日時 令和8年1月6日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和8年2月3日まで 4 一般異議申述期間 令和8年2月10日から令和8年2月20日まで 静岡地方裁判所富士支部破産係 令和7年（再イ）第134号 兵庫県姫路市白浜町甲402番地143 再生債務者 吉野 修平 1 決定年月日時 令和8年1月6日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和8年2月3日まで 4 一般異議申述期間 令和8年2月17日から令和8年3月10日まで 神戸地方裁判所姫路支部 小規模個人再生による書面決議に付する決定	令和7年（再イ）第413号 東京都足立区舎人2-19-10-1501 再生債務者 都築 浩世 1 決議に付する再生計画案 令和7年12月5日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月22日まで 令和8年1月5日 東京地方裁判所民事第20部
令和7年（再イ）第554号 大阪府茨木市安威2丁目38番10号 茨木キャンパスハイツ201号 再生債務者 濱田 一文 1 決定年月日時 令和8年1月5日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和8年2月2日まで 4 一般異議申述期間 令和8年2月9日から令和8年2月24日まで 大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日時 令和8年1月5日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和8年2月2日まで 4 一般異議申述期間 令和8年2月16日から令和8年2月24日まで 宮崎地方裁判所都城支部	1 決定年月日時 令和8年1月6日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和8年2月3日まで 4 一般異議申述期間 令和8年2月10日から令和8年2月20日まで 静岡地方裁判所富士支部破産係 令和7年（再イ）第134号 兵庫県姫路市白浜町甲402番地143 再生債務者 吉野 修平 1 決定年月日時 令和8年1月6日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和8年2月3日まで 4 一般異議申述期間 令和8年2月17日から令和8年3月10日まで 神戸地方裁判所姫路支部 小規模個人再生による書面決議に付する決定	令和7年（再イ）第63号 仙台市若林区新寺1丁目8番2-302号 再生債務者 小野 徳明 1 決議に付する再生計画案 令和7年12月23日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月26日まで 令和8年1月5日 仙台地方裁判所第4民事部
令和7年（再イ）第561号 大阪府豊中市上津島3丁目10番2-702号 再生債務者 瀬崎 亘 1 決定年月日時 令和8年1月5日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和8年2月2日まで 4 一般異議申述期間 令和8年2月9日から令和8年2月24日まで 大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日時 令和8年1月5日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和8年2月2日まで 4 一般異議申述期間 令和8年2月16日から令和8年2月24日まで 鹿児島地方裁判所民事第3部再生係 令和7年（再イ）第46号 新潟県南魚沼市坂戸199番地7 再生債務者 山田 翔 1 決定年月日時 令和8年1月6日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。	1 決定年月日時 令和7年12月9日午後1時 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月22日まで 令和8年1月5日 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係	令和7年（再イ）第77号 仙台市泉区八乙女中央4丁目6番3-102号 再生債務者 大窪 涼 1 決議に付する再生計画案 令和7年12月15日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月26日まで 令和8年1月5日 仙台地方裁判所第4民事部
令和6年（再イ）第10号 島根県松江市東出雲町上意東1984番地1 再生債務者 西山 正之	2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。		

令和7年（再イ）第106号 仙台市若林区なないろの里1丁目19番地の3 メリディアンなないろの里参番館103 再生債務者 首藤 龍彦 1 決議に付する再生計画案 令和7年12月19日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月 26日まで 令和8年1月5日 仙台地方裁判所第4民事部	令和7年（再イ）第40号 大分市大字三芳278番地の6 再生債務者 益若邦来人 1 決議に付する再生計画案 令和7年12月3日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月 26日まで 令和8年1月5日 大分地方裁判所民事第1部破産再生係	1 決議に付する再生計画案 令和7年12月16日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月 27日まで 令和8年1月6日 長野地方裁判所伊那支部 令和7年（再イ）第37号 静岡県駿東郡長泉町中土狩1011番地の1 フ ラツツ・ホリー-103号 再生債務者 近藤 雅子 1 決議に付する再生計画案 令和7年12月17日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月 27日まで 令和8年1月6日 静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係	1 決議に付する再生計画案 令和7年12月25日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月 29日まで 令和8年1月5日 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年（再イ）第108号 仙台市太白区鈎取本町1丁目17番77号 バナ ハイツ松野203 再生債務者 藤岡 昭紀 1 決議に付する再生計画案 令和7年12月22日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月 26日まで 令和8年1月5日 仙台地方裁判所第4民事部	令和7年（再イ）第44号 大分市賀来南1丁目1番75-408号 エクセ レント由布 再生債務者 山月 真彦 1 決議に付する再生計画案 令和7年12月15日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月 26日まで 令和8年1月5日 大分地方裁判所民事第1部破産再生係	1 決議に付する再生計画案 令和7年12月17日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月 27日まで 令和8年1月6日 静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係	1 決議に付する再生計画案 令和7年12月19日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年2月 2日まで 令和8年1月5日 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年（再イ）第54号 茨城県水戸市見和2丁目255番地 県営見和 アパート11棟208号 再生債務者 上野 和美 1 決議に付する再生計画案 令和7年12月19日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月 26日まで 令和8年1月5日 水戸地方裁判所	令和7年（再イ）第46号 大分市大字久原790番地の3 再生債務者 小笠原 颯 1 決議に付する再生計画案 令和7年12月19日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月 26日まで 令和8年1月5日 大分地方裁判所民事第1部破産再生係	1 決議に付する再生計画案 令和7年9月25日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月 27日まで 令和8年1月6日 静岡地方裁判所浜松支部再生係	1 決議に付する再生計画案 令和7年12月18日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年2月 2日まで 令和8年1月5日 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年（再イ）第114号 愛知県瀬戸市苗場町150番地 パークシティ 新瀬戸二番街108 再生債務者 池田 廣実 1 決議に付する再生計画案 令和7年12月24日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月 26日まで 令和8年1月5日 名古屋地方裁判所民事第2部	令和7年（再イ）第10号 岩手県一関市真柴字新山8番地138 再生債務者 金 博美 1 決議に付する再生計画案 令和7年12月18日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月 27日まで 令和8年1月6日 盛岡地方裁判所一関支部	1 決議に付する再生計画案 令和7年11月26日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月 27日まで 令和8年1月6日 静岡地方裁判所浜松支部再生係	1 決議に付する再生計画案 令和7年12月5日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年1 月20日 3 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月 20日まで 令和8年1月6日 熊本地裁所山鹿支部個人再生係
令和7年（再イ）第34号 三重県鈴鹿市庄野羽山4丁目7番12号 再生債務者 安村美保子 1 決議に付する再生計画案 令和7年12月15日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月 26日まで 令和8年1月5日 津地方裁判所再生係	令和7年（再イ）第105号 仙台市太白区八木山南4丁目2番地の19 再生債務者 佐々木 駿 1 決議に付する再生計画案 令和7年12月22日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月 27日まで 令和8年1月6日 仙台地方裁判所第4民事部	1 決議に付する再生計画案 令和7年11月27日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月 27日まで 令和8年1月6日 津地方裁判所伊勢支部再生係	1 決議に付する再生計画案 令和7年12月3日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年1 月26日 3 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月 26日まで 令和8年1月5日 新潟地方裁判所長岡支部再生係
令和7年（再イ）第11号 長野県上伊那郡辰野町大字赤羽664番地47 再生債務者 小林 義彦	令和7年（再イ）第11号 長野県上伊那郡辰野町大字赤羽664番地47 再生債務者 小林 義彦	再生債務者 西原 康夫	

令和7年（再イ）第33号 新潟県小千谷市大字横渡973番地2 ガーデンテラス101号 再生債務者 渡部 秀斗	1 決議に付する再生計画案 令和7年12月22日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年1月27日 3 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月27日まで 令和8年1月6日 新潟地方裁判所長岡支部再生係
令和7年（再イ）第56号 兵庫県尼崎市立花町2丁目10番10号 再生債務者 東平 孝成	1 決議に付する再生計画案 令和7年12月23日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年1月27日 3 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月27日まで 令和8年1月6日 神戸地方裁判所尼崎支部
令和7年（再イ）第45号 岡山県浅口郡里庄町大字新庄3250番地7 再生債務者 平山 聖人	1 決議に付する再生計画案 令和7年12月23日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年1月27日 3 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月27日まで 令和8年1月6日 岡山地方裁判所倉敷支部
令和7年（再イ）第31号 山口県下関市桜山町3番5号 再生債務者 松屋 祐子	1 決議に付する再生計画案 令和7年12月27日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年1月27日 3 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月27日まで 令和8年1月6日 山口地方裁判所下関支部再生係
令和7年（再イ）第44号 熊本県合志市野々島4414番地287 再生債務者 右田 孝光	1 決議に付する再生計画案 令和7年12月27日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年1月27日 3 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月27日まで 令和8年1月6日

1 決議に付する再生計画案 令和7年12月22日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年1月27日 3 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月27日まで 令和8年1月6日 熊本地方裁判所民事第1部破産再生係	1 主文 本件再生手続を廃止する。 2 理由の要旨 本件再生手続には、民事再生法237条1項に定める事由がある。 令和8年1月5日 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部
令和7年（再イ）第47号 熊本市北区清水亀井町6番17-202号 サンモール清水 再生債務者 田中 秀治	令和7年（再イ）第69号 静岡県焼津市大村1丁目10番地の2 再生債務者 神谷 弘和 1 主文 本件再生手続を廃止する。 2 理由の要旨 本件再生手続には、民事再生法237条1項に定める事由がある。 令和8年1月6日 静岡地方裁判所民事第2部 給与所得者等再生による再生手続開始
1 決議に付する再生計画案 令和7年12月8日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年1月27日 3 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月27日まで 令和8年1月6日 熊本地方裁判所民事第1部破産再生係	令和7年（再イ）第13号 神戸市長田区久保町10丁目5番8-1号（従前の住所）神戸市須磨区大田町1丁目2番13号サンビレッジ板宿302号 再生債務者 治谷 猛 1 決定年月日時 令和7年12月26日午後5時 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和8年1月23日まで 4 一般異議申述期間 令和8年1月30日から令和8年2月13日まで 神戸地方裁判所第3民事部個人再生係
令和7年（再イ）第4号 愛媛県南宇和郡愛南町増田5260番地 再生債務者 上田 真穂	令和7年（再イ）第4号 愛媛県南宇和郡愛南町増田5260番地 再生債務者 上田 真穂 1 決議に付する再生計画案 令和7年12月8日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年2月3日 3 再生計画案に対する回答期間 令和8年2月3日まで 令和8年1月6日 松山地方裁判所宇和島支部
令和7年（再イ）第5号 愛媛県南宇和郡愛南町城辺甲4116番地 再生債務者 山口 孝則	令和7年（再イ）第5号 愛媛県南宇和郡愛南町城辺甲4116番地 再生債務者 山口 孝則 1 決議に付する再生計画案 令和7年12月23日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年2月3日 3 再生計画案に対する回答期間 令和8年2月3日まで 令和8年1月6日 松山地方裁判所宇和島支部 小規模個人再生による再生手続廃止
令和7年（再イ）第73号 北九州市八幡西区穴生1丁目6番15-805号 再生債務者 北野 浩貴	令和7年（再イ）第73号 北九州市八幡西区穴生1丁目6番15-805号 再生債務者 北野 浩貴 1 決定年月日時 令和8年1月5日午後4時 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和8年2月2日まで 4 一般異議申述期間 令和8年2月16日から令和8年2月24日まで 横浜地方裁判所横須賀支部

令和7年（再イ）第5号 大分市高松2丁目5番7号 コーポレーション牧401 再生債務者 荒木 修	令和7年（再口）第5号 大分市高松2丁目5番7号 コーポレーション牧401 再生債務者 荒木 修
1 決定年月日時 令和8年1月5日午前10時 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。	1 決定年月日時 令和8年1月5日午前10時 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和8年2月2日まで 4 一般異議申述期間 令和8年2月16日から令和8年3月9日まで 大分地方裁判所民事第1部破産再生係	3 再生債権の届出期間 令和8年2月2日まで 4 一般異議申述期間 令和8年2月16日から令和8年3月9日まで 大分地方裁判所民事第1部破産再生係
令和7年（再口）第2号 佐賀県唐津市鏡1455番地9 再生債務者 宮崎 圭介	令和7年（再口）第2号 佐賀県唐津市鏡1455番地9 再生債務者 宮崎 圭介
1 決定年月日時 令和8年1月6日午前11時 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。	1 決定年月日時 令和8年1月6日午前11時 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和8年2月3日まで 4 一般異議申述期間 令和8年2月17日から令和8年2月24日まで 佐賀地方裁判所唐津支部	3 再生債権の届出期間 令和8年2月3日まで 4 一般異議申述期間 令和8年2月17日から令和8年2月24日まで 佐賀地方裁判所唐津支部 給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取
令和7年（再口）第3号 三重県鈴鹿市庄野羽山4丁目7番12号 再生債務者 安村 強	令和7年（再口）第3号 三重県鈴鹿市庄野羽山4丁目7番12号 再生債務者 安村 強
1 意見聴取に付する再生計画案 令和7年12月17日付け再生計画案 2 書面で意見を述べることができる事項 民事再生法241条2項各号に定める事由	1 意見聴取に付する再生計画案 令和7年12月17日付け再生計画案 2 書面で意見を述べることができる事項 民事再生法241条2項各号に定める事由
3 2の書面の提出期間 令和8年1月26日まで 令和8年1月5日 津地方裁判所再生係	3 2の書面の提出期間 令和8年1月26日まで 令和8年1月5日 津地方裁判所再生係
令和7年（再口）第9号 神戸市中央区脇浜海岸通3丁目1番1-301号（従前の住所）大阪市西区本田2丁目8番5号 501 再生債務者 相樂 早苗	令和7年（再口）第9号 神戸市中央区脇浜海岸通3丁目1番1-301号（従前の住所）大阪市西区本田2丁目8番5号 501 再生債務者 相樂 早苗
1 意見聴取に付する再生計画案 令和7年12月25日付け再生計画案 2 書面で意見を述べ/vndことができる事項 民事再生法241条2項各号に定める事由	1 意見聴取に付する再生計画案 令和7年12月25日付け再生計画案 2 書面で意見を述べ/vndことができる事項 民事再生法241条2項各号に定める事由
3 2の書面の提出期間 令和8年1月26日まで 令和8年1月5日 神戸地方裁判所第3民事部個人再生係	3 2の書面の提出期間 令和8年1月26日まで 令和8年1月5日 神戸地方裁判所第3民事部個人再生係

令和7年（再口）第10005号	茨城県笠間市稻田823番地5 姫の杜103号室 再生債務者 関 大樹 1 意見聴取に付する再生計画案 令和7年12月19日付け再生計画案 2 書面で意見を述べることができる事項 民事再生法241条2項各号に定める事由 3 2の書面の提出期間 令和8年1月27日まで 令和8年1月6日 水戸地方裁判所 給与所得者等再生による再生計画認可
令和7年（再口）第8号	広島県山県郡北広島町長筈774番地1 再生債務者 内田 龍介 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年12月19日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和8年1月6日 広島地方裁判所民事第4部
令和7年（再口）第10号	京都市左京区一乗寺押殿町31-14 再生債務者 中村登美枝 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和8年1月5日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和8年1月6日 京都地方裁判所第5民事部再生係 所有者不明土地及び建物管理命令に関する異議の催告
令和7年（再口）第10号	次の申立人から別紙物件目録表示の土地及び建物について所有者不明土地管理命令及び所有者不明建物管理命令の申立てがあったので、上記の土地及び建物の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることになります。

令和7年（チ）第67号	大阪市西区九条南1丁目2番20号4階 申立人 Z E R O G R O U P 株式会社 住所・居所 不明 (不動産登記記録上の住所) 大阪市港区波除四丁目2番7号 所有者 西口 弘美 届出期間満了日 令和8年2月20日 令和7年12月23日 大阪地方裁判所 (別紙) 物件目録 1 所在 大阪市港区波除四丁目 地番 2番33 地目 宅地 地積 67.76平方メートル 2 所在 大阪市港区波除四丁目 2番地33 家屋番号 2番33 種類 居宅 構造 木造瓦葺2階建 床面積 1階 57.73平方メートル 2階 50.57平方メートル
令和7年（チ）第11号	静岡市葵区追手町5番4号 申立人 静岡県信用保証協会 (亡矢野絹子の最後の住所) 静岡市清水区宮代町3番7号 (不動産登記記録上の住所) 清水市宮代町3番7号 所有者 亡矢野絹子相続財産 届出期間満了日 令和8年2月16日 令和7年12月24日 静岡地方裁判所 (別紙) 物件目録 1 所在 静岡市清水区宮代町 地番 2番3 地目 宅地 地積 2.17平方メートル 2 所在 静岡市清水区宮代町 地番 85番1 地目 宅地 地積 137.65平方メートル 3 所在 静岡市清水区宮代町 地番 220番3 地目 宅地 地積 86.43平方メートル 4 所在 静岡市清水区宮代町 地番 220番4 地目 宅地 地積 1.41平方メートル
5 所在	静岡市清水区宮代町85番地1、220番地2 家屋番号 85番1 種類 居宅 事務所 構造 鉄骨造陸屋根木造瓦葺2階建 床面積 1階 85.45平方メートル 2階 97.80平方メートル 所有者不明土地管理命令に関する異議の催告 次の申立人から別紙物件目録表示の土地について所有者不明土地管理命令の申立てがあったので、上記の土地の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることになります。
令和7年（チ）第50号	横浜市中区日本大通1 申立人 神奈川県知事 黒岩 祐治 住所・居所 不明 所有者 宮下 仙吉 届出期間満了日 令和8年3月6日 令和7年12月24日
令和7年（チ）第22号	横浜地方裁判所小田原支部 (別紙) 物件目録 所在 愛甲郡清川村煤ヶ谷字舟沢 地番 62番 地目 墓地 地積 19平方メートル
令和7年（チ）第20号	広島市中区基町10番52号 申立人 広島県知事 横田 美香 住所・居所 不明 (不動産登記記録上の住所) 広島市安古市町大字古市1418番地の2 所有者 李 龍善 届出期間満了日 令和8年2月25日 令和7年12月25日 広島地方裁判所 (別紙) 物件目録 所在 広島市安佐南区毘沙門台2丁目 地番 1728番40 地目 山林 地積 612平方メートル
令和7年（チ）第14号	福岡県久留米市城南町15番地3 申立人 久留米市長 原口 新五 住所・居所 不明 (不動産登記記録上の住所) 不明 共有者 大久保曾七 住所・居所 不明 (不動産登記記録上の住所) 不明 共有者 大久保次助 住所・居所 不明 (不動産登記記録上の住所) 不明 共有者 原口 茂助 届出期間満了日 令和8年2月25日 令和7年12月25日 福岡地方裁判所久留米支部 (別紙) 物件目録 1 所在 久留米市安武町武島字北長坪 地番 5570番 地目 用悪水路 地積 129平方メートル 所有者不明建物管理命令に関する異議の催告 次の申立人から別紙物件目録表示の建物について所有者不明建物管理命令の申立てがあったので、上記の建物の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることになります。

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしましたので公表します。

効力発生日は令和八年三月一日であり両社の承認決議は令和八年一月八日に終了しております。

また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額は増加いたしません。

この合併に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 掲載紙 官報

掲載の日付 令和七年十二月二十四日
掲載頁 五十五頁 (号外第三二八三号)

(乙) 掲載紙 官報

掲載の日付 令和七年十二月二十四日
掲載頁 五十六頁 (号外第二八三号)

(丙) 掲載紙 日刊工業新聞

掲載の日付 令和七年十二月二十四日
掲載頁 六頁

(丁) わらべや関西株式会社

代表取締役 中島 幸造

吸收分割公告

左記会社は吸收分割して乙は甲の什器リース事務に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額は増加いたしません。

この合併に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 株式会社シヨウエイ

代表取締役 下原 丙子

(乙) 株式会社玉島コーエン運輸

代表取締役 下原 将貴

吸收分割公告

左記会社は吸收分割して乙は甲の北海道における食品関連事業に関する権利義務を、丙は甲の中部地方における食品関連事業に関する権利義務を、丁は甲の関西地方及び四国地方における食品関連事業に関する権利義務をそれぞれ承継し、甲はそれらを承継することにいたしました。

効力発生日は令和八年三月一日付であり、この吸收分割に関する左記会社の株主総会の承認決議は令和八年二月三日を予定しております。

この会社分割に異議のある債権者は、令和八年二月十六日までにお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) https://www.warabeyaca.co.jp

(乙) 令和八年一月十五日 東京都新宿区富久町一三番一五号

(丙) わらべや日洋食品株式会社

代表取締役 森 浩司

代表取締役 片柳 敬佑

東京都新宿区富久町一三番一九号

(丙) わらべや中部株式会社

代表取締役 石倉 健司

代表取締役 中島 幸造

代表取締役 合同会社踊刀

代表社員 峰守 慶

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して乙は甲の什器リース事業に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 掲載紙 官報

掲載の日付 令和七年十二月二十四日
掲載頁 五十五頁 (号外第三二八三号)

(乙) 掲載紙 官報

掲載の日付 令和七年十二月二十四日
掲載頁 五十六頁 (号外第二八三号)

(丙) 掲載紙 日刊工業新聞

掲載の日付 令和七年六月十六日
掲載頁 六頁

(丁) わらべや関西株式会社

代表取締役 中島 幸造

組織変更公告

左記会社は組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

(甲) 株式会社シヨウエイ

代表取締役 下原 丙子

(乙) 株式会社玉島コーエン運輸

代表取締役 下原 将貴

組織変更公告

左記会社は組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

(甲) 株式会社シヨウエイ

代表取締役 下原 丙子

(乙) 株式会社玉島コーエン運輸

代表取締役 下原 将貴

組織変更公告

左記会社は組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

(甲) 株式会社シヨウエイ

代表取締役 下原 丙子

(乙) 株式会社玉島コーエン運輸

代表取締役 下原 将貴

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年二月二十五日であり、組織変更後の商号は株式会社ミクスノアとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

(甲) わらべや関西株式会社

代表取締役 中島 幸造

組織変更公告

左記会社は組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

(甲) 株式会社シヨウエイ

代表取締役 下原 丙子

(乙) 株式会社玉島コーエン運輸

代表取締役 下原 将貴

組織変更公告

左記会社は組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

(甲) 株式会社シヨウエイ

代表取締役 下原 丙子

(乙) 株式会社玉島コーエン運輸

代表取締役 下原 将貴

組織変更公告

左記会社は組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

(甲) 株式会社シヨウエイ

代表取締役 下原 丙子

(乙) 株式会社玉島コーエン運輸

代表取締役 下原 将貴

組織変更公告

左記会社は組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

(甲) 株式会社シヨウエイ

代表取締役 下原 丙子

(乙) 株式会社玉島コーエン運輸

代表取締役 下原 将貴

組織変更公告

左記会社は組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

(甲) 株式会社シヨウエイ

代表取締役 下原 丙子

(乙) 株式会社玉島コーエン運輸

代表取締役 下原 将貴

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年三月一日であり、組織変更後の商号は株式会社天研とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

(甲) わらべや中部株式会社

代表取締役 石倉 健司

組織変更公告

左記会社は組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

(甲) 株式会社シヨウエイ

代表取締役 下原 丙子

(乙) 株式会社玉島コーエン運輸

代表取締役 下原 将貴

組織変更公告

左記会社は組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

(甲) 株式会社シヨウエイ

代表取締役 下原 丙子

(乙) 株式会社玉島コーエン運輸

代表取締役 下原 将貴

組織変更公告

左記会社は組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

(甲) 株式会社シヨウエイ

代表取締役 下原 丙子

(乙) 株式会社玉島コーエン運輸

代表取締役 下原 将貴

組織変更公告

左記会社は組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

(甲) 株式会社シヨウエイ

代表取締役 下原 丙子

(乙) 株式会社玉島コーエン運輸

代表取締役 下原 将貴

組織変更公告

左記会社は組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

(甲) 株式会社シヨウエイ

代表取締役 下原 丙子

(乙) 株式会社玉島コーエン運輸

代表取締役 下原 将貴

